

第3編

前期基本計画

(平成23～27年度)

- 第1章 豊かな自然と共生し環境にやさしいまちづくり
- 第2章 活力にあふれ産業が躍動するまちづくり
- 第3章 人々が支えあい健康でいきいき暮らせるまちづくり
- 第4章 人々が助けあう安全・安心なまちづくり
- 第5章 こころ豊かで文化の香り高いまちづくり
- 第6章 とともに考え行動し自らが参加するまちづくり

第1章

豊かな自然と共生し環境にやさしいまちづくり

1. 環境・景観の保全と創造
2. 循環型社会の創造
3. 生活水の安定供給
4. 生活排水の適正処理
5. 公園・緑地の整備
6. 住宅対策の推進
7. 道路・交通網の整備

1. 環境・景観の保全と創造

現状と課題

本町は、南部に緑あふれる讃岐山脈の諸連峰を望み、北部に山麓が広がり、中央の平野部には新川や吉田川などの河川がゆるやかに流れ、また、各所に多数のため池や神社の杜が存在するなど、豊かな自然に恵まれています。

自然環境を保全する対策として、本町では、毎年3月に町民が主体となって河川清掃を実施するよう呼びかけているほか、不法投棄の防止や犬のふんの後始末に関する看板を配布するなど、環境美化に対する意識の高揚やモラルの向上を図り、よりよい環境づくりをめざしています。

しかしながら近年においては、都市化の波が押し寄せ、開発が盛んに行われるとともに、環境汚染等が進行しており、豊かな自然環境が減少しつつあります。さらには、地球温暖化やオゾン層破壊などが地球規模で問題となっており、世界各地においてゲリラ豪雨や竜巻、日照りなどの異常気象が頻発するようになり、私たちの生活環境も脅かされています。

このような中、高松市との合同によるクリーン作戦（山間部不法投棄防止事業）を実施するなど、自然環境や生活環境の保全を目的とした新たな取組みにも着手しています。今後も町民、事業者、行政が協働することでそれぞれの役割と責任を認識し、自然環境・景観を守り育てていくとともに、環境問題に対する一層の意識の高揚を図る必要があります。



施策の方針と主要事業

(1) 環境保全活動の促進

河川清掃や山間部の不法投棄防止対策事業等を通じ、広報・啓発を図りながら、自主的な環境保全活動を促進し、河川・ため池などの自然環境の保全に努めます。

(2) 環境監視体制の強化

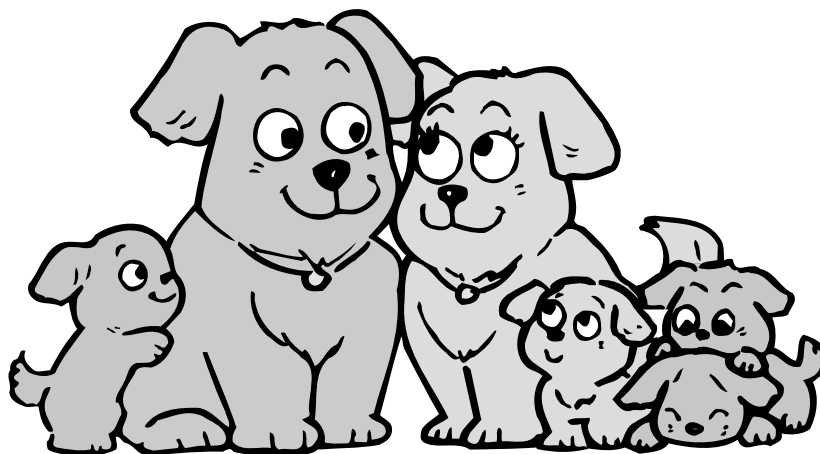
水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・悪臭などの環境汚染に対して、香川県、東讃保健所、高松東警察署などと連携してパトロールの回数を増やすなど、監視体制の強化を図り、公害の防止と生活環境の保全に努めます。

(3) 地球温暖化の防止

空調設備の温度設定やノーカーデーの推進、不要な照明の消灯など、身近なところから二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、地球環境に優しいLED照明や新エネルギーの導入についても検討します。

(4) 動物の愛護

動物の生態を把握し、適正に飼育するよう広報・啓発活動を行い、一度飼い始めた動物が捨てられ、不幸な生涯を送ることがないように指導を図ります。そして、人と動物が共生できるよりよい環境づくりを進めます。



2. 循環型社会の創造

現状と課題

本町内で発生したごみは三木町クリーンセンターで収集し、適正に処理していますが、ごみの減量化や再資源化への取組みが十分なされていない状況にあります。

また、これまでに大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動やライフスタイルを続け、大量の廃棄物を排出してきたことにより、環境負荷が増大してきました。

一方で、経済情勢の変化に伴い、資源価格が高騰するなど、将来的な資源やエネルギーの枯渇が懸念されるところです。

こうした環境問題と資源問題を同時に克服していくために、「三木町一般廃棄物処理計画」に基づき、循環型社会の形成を一層推進することが必要です。

ごみの収集状況

| 年 度 | | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-------------|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 不燃ごみ | 年間収集量 (t) | 2,872 | 2,816 | 2,646 | 2,533 |
| | 月間収集量 (t) | 239 | 235 | 221 | 211 |
| | 一日あたり (月7日) (t) | 34 | 34 | 32 | 30 |
| | 一人あたり年間 (kg) | 97 | 96 | 91 | 87 |
| 可燃ごみ | 年間収集量 (t) | 4,546 | 4,404 | 4,330 | 4,318 |
| | 月間収集量 (t) | 379 | 367 | 361 | 360 |
| | 一日あたり (月18日) (t) | 21 | 20 | 20 | 20 |
| | 一人あたり年間 (kg) | 153 | 150 | 148 | 147 |
| 三木町人口 (人) | | 29,632 | 29,347 | 29,182 | 29,281 |
| 三木町世帯数 (世帯) | | 10,935 | 10,915 | 10,994 | 11,219 |

施策の方針と主要事業

(1) ごみ減量化の推進

生ごみ処理機、生ごみ処理容器(コンポスト)の購入費への補助制度を活用しつつ、広報・啓発活動を図りながら、自主的なごみ減量化を推進します。

(2) 循環型社会の普及

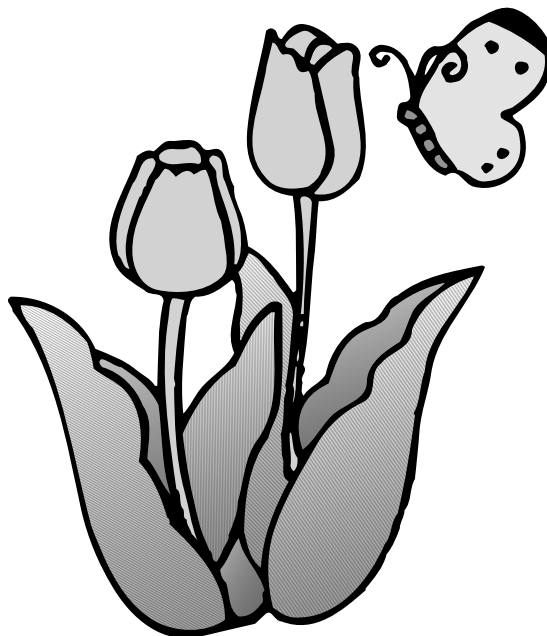
生産者、消費者、行政が連携し、容器包装、家電製品等の効率的な資源化をめざし、分別収集を徹底するよう啓発活動に努めます。

(3) し尿処理の適正化推進

し尿及び浄化槽汚泥の処理体制の維持を図るとともに、し尿収集の効率的な収集体制を整備します。

(4) 生活排水対策の推進

生活排水対策として、単独処理浄化槽や汲み取り便所を利用している住宅について、合併処理浄化槽への転換や下水道への接続を呼びかけます。



3. 生活用水の安定供給

現状と課題

本町の水道事業は、昭和 38 年度から給水を開始し、その後、第 1 次拡張事業から第 2 次、第 3 次及び現在実施中の第 4 次拡張事業により水道施設の整備を実施し、安心・安全な水の安定供給に努めています。特に現在においては、第 4 次拡張事業の目標年次である平成 28 年度に向け、積極的に事業を実施しています。

また、堂ヶ平簡易水道事業は、昭和 57 年度に事業認可を受けて創設し、平成 4 年度の第 1 次拡張事業により小菘下所地区への配水を行っているほか、中山地区への配水は、「さぬき市（旧長尾町）南部簡易水道事業」により平成元年から開始しています。

本町の給水人口は、平成 21 年度末で一般の水道事業が 28,420 人、堂ヶ平簡易水道事業が 136 人となっています。水道施設の適正な維持管理により、水質を保全して良質の水を配水するとともに、配水管等の施設を整備して水道水を安定供給しています。このことは、住民が安心して健康で文化的な生活が営めることに資しています。

また、香川用水に対する依存度が高い本町の水道事業は、第 4 次拡張事業において、香川用水の受水量を確保できる施設である池戸配水池を築造し、渇水時における自己水源として 11 の井戸（飲料水以外の用途の 1 井戸含む）を確保・整備してきました。

今後においては、給水人口の大きな伸びが期待できないため、香川用水を増量する施策から、水質保全や安定供給する施策に重点を移行する必要があります。本町の水道施設は、老朽化した施設や設備が増えてきていることから、これらを整備する経費は増大していくと推測できるため、水道会計の経営をより健全化する必要性があります。また、南海地震等の災害に備えるとともに、水道施設の耐震化の推進や、近年毎年のように起こる渇水対策などが急務であるといえます。

上水道の年度別状況

| 年度 | 行政区域内 人口（人） | 給水人口 （人） | 普及率 （%） | 年間配水量 （千 m^3 ） | 1日最大 配水量 （ m^3 ） | 1日平均 配水量 （ m^3 ） | 年間有収 水量 （千 m^3 ） | 有収率 （%） |
|-----|----------------|-------------|------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------|
| H17 | 29,650 | 28,120 | 94.8 | 2,987.9 | 9,543 | 8,186 | 2,862.2 | 95.8 |
| H18 | 29,632 | 28,140 | 95.0 | 3,056.9 | 9,540 | 8,375 | 2,885.0 | 94.4 |
| H19 | 29,564 | 28,130 | 95.1 | 3,167.4 | 9,772 | 8,654 | 2,873.6 | 90.7 |
| H20 | 29,384 | 28,120 | 95.7 | 2,944.1 | 9,426 | 8,066 | 2,848.0 | 96.7 |
| H21 | 29,281 | 28,420 | 97.1 | 3,064.1 | 9,585 | 8,395 | 2,853.1 | 93.1 |

施策の方針と主要事業

(1) 基幹配水管の整備

池戸配水池を平成 18 年度に築造し、翌年度から供用を開始したことにより、田中・鹿庭・池戸の 3 配水池による香川用水の町内 3 点受水が完成しました。この配水池に連結する基幹配水管を整備することにより、町内の水道水の循環を良好にし、各配水池から効率的な配水を可能にします。

(2) 老朽管の更新

既設配水管のうち、石綿セメント管が約 11km 残っているため、これらを優先的に耐震性の高い管種に更新します。

(3) 自己水源の整備

渇水時に稼働させる緊急用水源は、平成 20 年度までに確保・整備しましたが、その他の水源地施設の設備が経年劣化してきたため、それらの設備の改修を実施します。

(4) 新規給水地区の拡張

第 4 次拡張事業で計画されている地区の整備が完了したので、今後は、町南部の山間部に存在している未給水地区の解消に取り組みます。

(5) 簡易水道事業統合計画

簡易水道事業は、水道事業と統合することにより会計の一本化、事業の一元化を図り、効率的な運営をめざします。統合にあたり、それぞれの施設の地理的条件等から、2 つの水道事業の施設を接続する連絡管等の新規施設は不要ですが、離れた水道施設を効率的に管理するための施設管理計画の策定が不可欠です。また、水道料金・加入負担金等の料金体系が異なることから、地元住民への説明会等を開催し、理解を求めます。

(6) 節水型まちづくりの推進

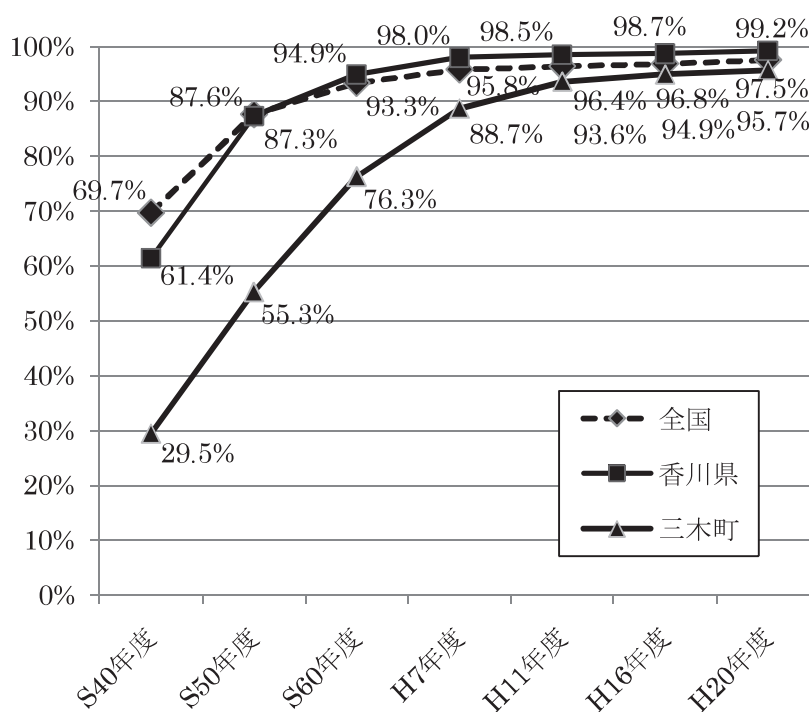
近年、度重なる渇水による香川用水の取水制限により、住民生活に影響があったことから、その対応として新たな緊急用の水源を確保してきましたが、今後においては、雑用水や雨水をトイレ洗浄水等に利用する水の循環利用の促進や、「水を大切に使う工夫」等の広報活動を強化し、節水意識の向上を行うなど、節水型まちづくりをめざします。

上水道の月別配水量

(単位：千 m^3)

| 月 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 4 | 253 | 242 | 249 | 251 | 255 |
| 5 | 268 | 259 | 277 | 256 | 272 |
| 6 | 266 | 257 | 259 | 248 | 265 |
| 7 | 254 | 270 | 265 | 284 | 255 |
| 8 | 245 | 284 | 285 | 256 | 266 |
| 9 | 241 | 255 | 264 | 215 | 257 |
| 10 | 251 | 259 | 270 | 228 | 260 |
| 11 | 242 | 247 | 260 | 236 | 244 |
| 12 | 251 | 255 | 266 | 252 | 256 |
| 1 | 246 | 251 | 258 | 246 | 252 |
| 2 | 223 | 227 | 247 | 223 | 230 |
| 3 | 248 | 251 | 268 | 250 | 253 |
| 計 | 2,988 | 3,057 | 3,168 | 2,945 | 3,065 |

上水道普及率の推移



4. 生活排水の適正処理

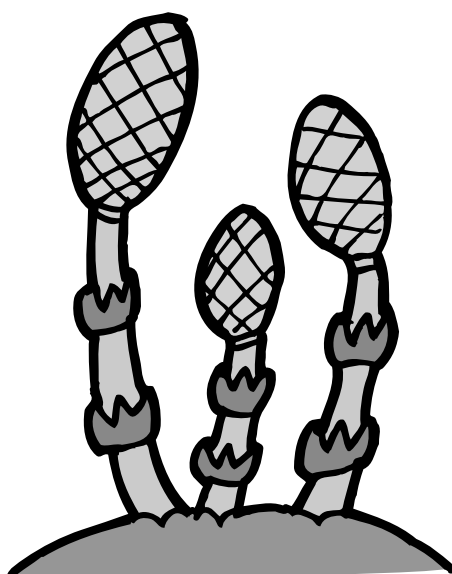
現状と課題

本町では、自然豊かなまちづくりを町民との協働において進めていますが、生活様式の変化に伴い、水需要が増加し、未処理の生活排水が水辺環境を悪化させる大きな原因となっています。そのため、河川などの公共用水域の水質改善を図るとともに、町民すべてが快適で衛生的な生活環境を享受するため、生活排水処理施設の整備が強く求められています。

このため本町では、町全域を対象に平成6年3月に策定した「三木町下水道整備基本構想」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業の3つの下水道事業により生活排水処理施設の整備を行っています。

しかし、平成21年度末汚水処理人口普及率（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の合計普及率）は36.6%であり、県平均の66.2%を大きく下回っています。

町内各地域の地形などの自然条件や、集落の形成などの社会条件等を勘考した上で、公共下水道、農業集落排水等の各施設を整備するとともに、地形的・経済的な理由で集合処理することが非効率となる地域については、合併処理浄化槽の設置を促進して、今後も引き続き生活排水の衛生的な処理を積極的に推進する必要があります。



施策の方針と主要事業

(1) 公共下水道事業の推進

公共下水道事業で整備する区域は、市街地及び将来市街地を形成すると予想されている区域であり、現在、三木処理区中部地区において整備を進めていますが、これまでに約70%の管渠工事が完了しています。

今後は、浄化センター建設予定地周辺住民及び関係機関との調整・協議を行い、早期に浄化センターの建設工事に着手し、1日でも早く供用開始ができるよう努め、併せて残り30%の管渠工事を実施します。

(2) 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業で整備する区域は、農業振興地域内の農村集落にあって、農業用排水の水質保全や生活環境の改善を図る必要がある区域であり、既に供用開始をしている井上北部地区のほか、現在、井上南部地区及び三木東地区で整備を行っています。

井上南部地区は、約99%の管路工のほか、ポンプ施設工の約90%が完了しており、今後は、公共下水道の進捗状況等を踏まえながら事業を進めていきます。

三木東地区は、約40%の管路工事が完了しており、今後は浄化センターの建設について住民の理解を得て、早期に供用開始できるよう努めます。

農業集落排水施設の接続状況については、唯一稼働している井上北部地区において、供用開始して8年余り経過して約70%となっています。下水道は、供用区域内の住民が下水道に接続し利用することによって、初めてその機能が発揮され、健全な下水道経営につながります。接続促進の取組みとしては、住民が速やかに下水道に接続できるような方策を検討します。

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道等の集合処理施設の整備が見込まれない、または集合処理が非効率的な家屋については、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を活用し、普及促進に努めます。

また、合併処理浄化槽の性能を発揮するために、適正な保守点検と浄化槽法に定める法定検査を受けることの重要性を、広報紙やホームページ等を通じて町民に啓発します。

5. 公園・緑地の整備

現状と課題

現在町内には、総合運動公園をはじめ農村運動広場や高仙山山頂公園など、スポーツの振興や健康増進などを目的とした公園が様々に整備されています。しかし、都市公園がないうえ、日常生活において地域住民の身近な交流の場となる街区公園の数も少ないのが現状です。

住民からは町内に公園が少ないとの声があがっており、近年、子どもが外で遊ばなくなった、近所付き合いが軽薄化しているなどの社会問題は、住民の交流の場である公園が少ないことも一因であると考えられます。

公園は、住民の憩いの場や子どもの遊び場としての機能だけでなく、コミュニティ形成活動や災害時の避難所、救助活動の場として利用されるなど、様々な機能を有する重要な施設です。今後は、住民が気軽に利用できる身近な公園を整備するとともに、日常生活に安らぎや潤いをもたらす緑地を整備する必要があります。

施策の方針と主要事業

(1) 街区公園の整備

地域の人が集まり、気軽に利用でき、地域住民の憩いの場となるような、明るく開放的な公園の整備や維持管理を図るとともに、それらの利用促進を呼びかけます。

(2) 緑化活動の推進

豊かな自然環境を保持しつつ、潤いのある居住環境の創出を図るため、公共施設などの緑を保全するとともに、緑化や花づくりなど、住民主体の緑化活動を推進します。

6. 住宅対策の推進

現状と課題

年々、核家族化の進行などにより住宅需要が増加し、主に民間業者による住宅建設を目的とした宅地開発が盛んに行われ、本町においても長尾街道（旧県道高松長尾大内線）、さぬき東街道（県道高松長尾大内線）などの主要幹線道路沿線や町内のことでん長尾線各駅を中心に大小様々な団地が形成されています。

一方、農家の高齢化に伴う農業離れもあり、農地の耕作を放棄する土地が増加してきたため、そのような農地を宅地開発する状況が顕著になってきています。

こうした中、快適な生活環境に対する住民ニーズは一層高まりをみせていることから、宅地開発にあたっては、開発許可制度の趣旨を開発者に理解していただき、協力を得ることが必要です。

町においては、平野部を中心に 3,498 ha を都市計画区域として平成 3 年 1 月に策定しました。今後は、調和のとれた土地利用をめざして都市計画を進め、美しく機能的な市街地の形成を図るために、計画的に用途地域を設定する必要があります。

その上で、道路や公園などが十分に整った良質な生活環境を創出し、住宅地の質的な向上を図っていく必要があります。

町営住宅については、建設後かなりの年月が経ち老朽化していますが、入居者の入居状況や高齢化等により計画的に整備が進んでいない状況にあります。今後将来的な展望を見据えた中で、高齢者や障がい者の生活にも配慮し、周辺環境と調和した良質な住宅を提供していく必要があります。

施策の方針と主要事業

(1) 開発行為の適正指導

宅地開発に際しては、開発許可制度に基づき、適正な開発が行われるように指導するとともに、開発者の理解と協力を求めます。

(2) 町営住宅の整備

老朽化した既存の公営住宅については、「公営住宅ストック総合活用計画」により、建て替え、維持修繕、用途廃止など適正な管理に努めます。

なお、今後は「町営住宅長寿命化計画」を策定し、逐次計画的に修繕事業を進めます。

町営住宅の状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

| 番号 | 団地名 | 建築年度 | 種別 | 構造 | 戸数 | 建物延面積(m ²) |
|----|---------|--------|-------|----------------|-----|------------------------|
| 1 | 池戸住宅 | S29 | 旧 1 種 | 木造瓦葺平屋建 | 4 | 327.26 |
| | | S35 | | | | |
| | | S36 | 旧 2 種 | | 4 | |
| | | S46 | 町 単 | | 2 | |
| 2 | 長楽寺住宅 | S28 | 旧 2 種 | 木造瓦葺平屋建 | 1 | 28.09 |
| 3 | 福万(北)住宅 | S38 | 旧 2 種 | 木造瓦葺平屋建 | 8 | 248.32 |
| 4 | 高原住宅 | S29 | 旧 2 種 | 木造瓦葺平屋建 | 2 | 56.18 |
| 5 | 白山住宅 | S35 | 旧 1 種 | 木造瓦葺平屋建 | 4 | 166.93 |
| | | | 旧 2 種 | | 1 | |
| 6 | 井戸住宅 | S28 | 旧 2 種 | 木造瓦葺平屋建 | 2 | 56.18 |
| 7 | 砂入団地 | S40~43 | 旧 1 種 | 木造瓦葺平屋建 | 28 | 2,380.80 |
| | | | 旧 2 種 | | 44 | |
| 8 | 石塚団地 | S44~48 | 旧 2 種 | 木造瓦葺平屋建 | 38 | 2,134.48 |
| | | | | 簡易耐火平屋建 | 26 | |
| 9 | 公文明団地 | S38 | 旧 2 種 | 木造瓦葺平屋建 | 10 | 314.00 |
| | | S49 | | 簡易耐火平屋建 | 6 | 249.60 |
| 10 | 平木(北)団地 | S54 | 旧 2 種 | 中層耐火構造 3 階建 | 9 | 1,188.96 |
| | 平木(南)団地 | S55 | | | 8 | |
| 11 | 新開(南)団地 | H16 | 更 新 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 6 | 496.92 |
| | 新開(北)団地 | H20 | 旧 2 種 | 木造瓦葺 2 階建 | 6 | 479.94 |
| 12 | 鹿伏団地 | S56~59 | 改 良 | 簡易耐火 2 階建 | 26 | 2,252.48 |
| | 12 団地 | | | | 235 | 10,380.14 |

7. 道路・交通網の整備

現状と課題

本町では、町の最南端を国道 193 号が東西に通過し、北部には国道 11 号高松東道路が東西に走っています。また、高松自動車道は、平成 10 年 3 月には井上地区のさぬき三木ICからさぬき市の津田東 IC までの 13.3km が、さらに平成 14 年 7 月にはその区間を含めて、高松中央 IC から徳島県鳴門 JCT までの 56.3km が、平成 15 年 3 月には高松中央 IC から高松西 IC までの 9 km がそれぞれ供用開始され、県内の高速道路は全線開通しました。

一方、県道では、主要地方道の高松長尾大内線、三木綾川線、三木国分寺線、三木津田線、三木牟礼線、小菘前田東線と一般県道の太田上町志度線、多和三木線、鹿庭奥山線、三木寒川線が東西南北に走っています。これらの県道については、近年の自動車交通の急増に対応する形で、交差点改良や一部拡幅、歩道設置工事等が順次、県によって行われています。

これらの基幹道路に連絡する町道は、平成 22 年 3 月末現在で 306 線 (224.7km) あり、その内訳として、国道や県道と接続し主要集落や主要公益施設を連絡するなど、基幹的道路網となっている 1 級町道が 25 線 (38.0km)、1 級町道を補完する 2 級町道が 27 線 (32.7km)、その他町道が 254 線 (154.0km) となっています。

未改良の町道についても、全町的な交通体系を考慮しつつ、各路線に即応した改良を加えらるとともに、交通安全施設の整備も施し、より安全で快適な道路を提供する必要があります。

また、中山間農業地域の活性化を図るとともに交流基幹農道として、高松市、三木町、さぬき市を東西に貫通する県営東讃南部農道が、平成 9 年度から着手されており、町内においても区間的に一部完成していますが、今後も全線開通に向けて計画的に整備を進める必要があります。このほか、林道や農道等それぞれの地域、地形にあわせた開設や改良をする必要があります。

一方、これらの道路整備に伴って、地域公共交通についても併せて考慮する必要があります。現在の町内における公共交通としては、ことடன்長尾線が東西に走り、町運営のパークアンドライド駐車場を持つ学園通り駅をはじめ 7 つの駅を有するほか、町の運営により町内の主要公共施設を循環するコミュニティバスが運行しています。

課題としては、町内全域に居住している交通弱者が不自由なく町内を移動できるような手段を提供することです。また、近年の社会課題となっている地球温暖化防止の観点から、公共交通機関の利用促進による二酸化炭素排出削減についても考慮していく必要があります。

施策の方針と主要事業

(1) 道路網の整備

町内において国道 11 号高松東道路、県道高松長尾大内線等を主要幹線とし、その補完的
道路として町道各路線を接続させ、利用価値をより一層高めます。中でも総合運動公園から
鹿庭地区へ連絡する町道三条鹿庭線、白山公園と県道三木津田線を連絡する町道正一駒足線、
そして高松東ファクトリーパークへの主要幹線道路であり、町北部丘陵地帯の開発の中核と
なる町道三木志度線などの町道についても、実情にあわせて順次、計画的に改良を進めてい
ます。

また、主要県道のうち小叢前田東線については、これまでに田中地区や小叢下所地区など
で改良が実施されており、多和三木線、鹿庭奥山線についても順次改良が行われています。
これら山南 3 線については、今後も引き続き局部的に改良を進め、町内を南北に結ぶ重要路
線として整備を推進します。

県営東讃南部農道は、町内全事業延長 2.8km のうち 1.5km が完了し、氷上地区や朝倉地区
等で工事が進められており、今後も計画的に整備を推進します。

一方、現在の町道の舗装率は 98.4% ですが、100% に近づくようさらに努力するとともに、
バリアフリー化も念頭に置きながら、歩道の設置や交差点改良、路側の整備等道路の質的改
良にも努めます。

(2) 地域公共交通の整備

コミュニティバスについては、高齢者を中心とした移動手段を持たない交通弱者の生活に
欠かせない身近な交通手段として、町民からの要望や利用実績を勘案しつつ、路線や運行ダ
イヤを変更していくなど、利便性の向上に努めます。また、町南部の山間部における交通体
系についても、住民の声や需要予測等を考慮しつつ、検討を進めます。

また、ことでん学園通り駅前のパークアンドライド駐車場の利用を促進し、公共交通機関
の利用促進を呼びかけます。

三木町コミュニティバス 1日平均乗車人員（単位：人）

| 年 度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 1日平均乗車人員 | 16.2 | 31.6 | 43.4 | 48.3 | 45.3 |

第2章

活力にあふれ産業が躍動するまちづくり

1. 農林業の振興
2. 商工業の振興
3. 観光の振興

1. 農林業の振興

現状と課題

本町の農業は、水稻を中心とした複合経営、畜産を中心とした複合経営、いちごや軟弱野菜を中心とした施設園芸といった都市近郊型農業に3極分化するなど多彩に展開しており、町を代表する基幹産業となっています。

しかし、兼業農家の増加や農業従事者の高齢化、農業後継者の減少などのソフト面だけでなく、農地の減少、耕作放棄地の増加などのハード面においても問題に歯止めがかからず、農業を取り巻く情勢は依然として厳しさを増しており、農業生産は相対的に低下傾向となっています。

多面的機能を有する農業を持続的に発展させることは、食料の安定供給を確保するとともに、将来にわたり住民の生活基盤を保障することになります。そのために今後は、農業従事者として様々な担い手の育成を図るとともに、恵まれた自然条件を活かした条件整備を行うなど、近代の農業に即応できるような生産基盤の整備を積極的に推進することで、魅力ある農村の生活環境基盤を創造していく必要があります。

一方、森林の在り方として、住民は従来 of 林業の機能に加え、保健・文化・教育的利用、温暖化防止等の地球環境の保全、生物多様性の保全等を求めています。そうした中で、外国産材の輸入や国産材の採算性の悪化、後継者不足等により、林業の情勢は一層厳しさを増しています。必要な森林の整備が十分に行われないことにより、住民の求める森林の多様な機能の持続的発揮を確保することが困難になる恐れがあります。今後はこれまでの木材生産を主体としつつ、持続可能な森林経営を考えていかねばなりません。

また、イノシシやサル等の鳥獣による農作物や生活環境の被害についても、三木町環境基本条例の理念である「自然と人間との共存」を考慮しつつ、問題を解決していく必要があります。

施策の方針と主要事業

(1) 担い手の育成・確保

① 認定農業者の育成

効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応できる高い技術を有した認定農業者の育成に努めます。また、「三木町担い手育成総合支援協議会」を中心として、認定農業者が経営規模拡大をスムーズに行えるような支援体制を確立します。

② 新規就農の促進

新規就農に関する情報収集や情報提供を行うことで、意欲と能力を持つ優れた農業者を育成し、農業を引き継いでいく新規就農者を確保します。また、非農家からの新規参入や、他産業からの転職など、多彩な就農ルートからの新規就農を促進します。

③ 女性農業者の参画促進

農業の重要な担い手である女性の役割を適正に評価し、女性が生きがいを持って主体的に経営等に参画するための環境整備等を進め、農山村における男女共同参画社会の形成をめざすために必要な支援事業を展開します。

④ 高齢者の活動の促進

高齢者が農業生産や地域活動の主力を担い、効率的な地域農業、伝統的農業等を活かせるよう、高齢者の意欲・能力に応じて生涯現役をめざし、安心して住み、活動できる生活環境を整備します。

(2) 農業経営の法人化の促進

法人形態による農業経営は、経営管理能力や資金調達能力等の向上や、雇用関係の明確化と社会保険の適用による雇用労働者の福祉増進が図られるほか、新規就農者の確保の面でも利点があります。また、経理の一元化を実施することで、法人化をめざす集団（営農組織）に各種農業施策が重点的に推進されています。

このため、複数の農家が共同化する場合のほか、個別の家族経営が法人形態をとる1戸1法人の場合を含め、農事組合法人、農業生産法人、株式会社等への誘導を推進します。

（３）農業生産基盤の充実

近代農業に即応できるような農業生産基盤の整備を図るとともに、恵まれた自然条件を活かし、農地やため池、河川等が一体となった整備を行い、その保全に努めるほか、県営ため池改修事業などの各種事業を活用し、農業用水の安定供給の確保に努めます。また、農地・水保全管理支払交付金等を活用し、集落による農地・農業用水等の資源の保全管理活動を支援することにより、農村の生活環境基盤を適正に保全し、更に充実させます。

農業情報システムの整備については、農業者自らの的確な判断による農業経営の改善を促進するとともに、豊かな農村社会を構築するため、高度情報化社会に対応した情報基盤の整備や情報提供体制の確立を図り、情報の活用を促進します。

中山間地域においては、中山間地域等直接支払交付金等を利用し、地域住民の参加と創意工夫を生かして、集落を単位とした農業生産条件の整備と生活環境基盤の整備を推進し、国土・環境保全機能の維持増進と地域の活性化に努めます。

（４）畜産業の支援

BSE、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の影響による一層厳しい環境下にある畜産業については、国庫補助事業、制度資金等を活用して、作業形態の改良やさらなる施設整備を推進するとともに、関係機関と連携してその支援を展開します。

（５）持続可能な森林経営

森林の多様な機能を持続的に発揮していくために、森林の適正管理、林業・木材産業の発展、山村の振興に対する施策の展開を一体的に推進するとともに、香川東部森林組合の組織運営に対する支援を行うことで、山村地域の活性化を図ります。

（６）有害鳥獣対策の推進

国、県等の関係機関と連携し、鳥獣被害対策の技術を収集し、被害に悩む農家への情報提供や駆除用具の貸出しを行います。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」と「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を遵守した中、猟友会との連携を密にし、個体群の維持に着目した計画的保護管理を目標に、有害鳥獣の捕獲を円滑に進めます。アライグマやヌートリア等の対策としては、特定外来生物防除計画を策定し、猟友会と住民の協働で防除を進めます。

2. 商工業の振興

現状と課題

かつて地元商店街は、日用品、食料品、衣類、雑貨などの日常生活関係の小売店で賑わいを見せていました。しかし、生活スタイルの変化と消費者ニーズの多様化に加え、近年の郊外型大型小売店舗の出店などにより、従来の商店街は急激な環境変化に対応できておらず、商店街としての形態をなさなくなっています。

地域の商店や商店街は、商業活動やイベントを通じて、人々の出会いと交流の場、情報の提供や交換の場としてコミュニティやまちづくりに重要な役割を果たし、まちの活性化に大きな力を発揮できる側面を持っています。

今後は、商業者や商業団体の主体的かつ自主的な事業活動を推進するとともに、その努力を側面から支援する必要があります。また、商業の活性化につながる新たな店舗の開業や創業、転業への取組みを支援するなど、効果的な施策を商業者と商業団体とともに推進することで、魅力ある商店づくりを行い、地域の振興を図る必要性があります。

一方、町内の工業は、極めて高い技術を持っており、特に皮革加工、一般機械の分野では高い技術水準があります。しかしながら、自社ブランド製品を有している企業や見込み生産を行っている企業は少なく、取引先に依存する体質となっています。

工業が果たす役割は、地元住民の雇用拡大と地域の活性化があります。既存工業の振興を図るために、創意工夫を生かした新商品の開発、新サービスの提供や新たな生産方式・販売方式の導入など、経営の向上を図る必要があります。そのためには、商工会などの地域経済団体と連携しながら、経営革新や人材の育成指導に対する支援が必要です。あわせて制度融資の活用促進、先進的な情報技術の提供、工場設置奨励措置などを活用し、新規創業企業への支援等も必要です。

また、地域産業全体として、新規産業の導入や創出によって活性化を図る必要性があり、地域固有の資源を最大限に活用することが望まれます。地域の持つ技術の多様性にも対応しながら、研究開発資源の有機的連携が図れる環境整備を行う必要があります。

平成21年の工業統計調査によると、本町には従業員4人以上の企業が72企業あり、その従業員数は1,395人、製造品出荷額は247億円となっています。

前年の調査結果と比較すると、企業数は5企業、従業員数は139人、出荷額は44億円の減となっており、近年の不況が如実に現れています。

施策の方針と主要事業

商業

(1) 意欲的な経営者の育成と魅力的な商店づくり

商業が活力を取り戻すためには、魅力的な商店を増やしていく必要があります。そのため、リテールサポートセンターなどを活用し、商業後継者や新たな創業者のため、販売・仕入・管理・商品知識・接客技術などの研修を商工会とともに進めます。

(2) 地域に根ざした商店づくり

商店の持つ地域住民の日常生活を支える機能や地域コミュニティの核としての機能の復活を図る必要があります。そのため、空き店舗の活用や生鮮食品販売業など不足業種の解消への支援を行います。

また、生活様式の多様化や少子高齢化、情報化の進展など社会構造の変化に対応し、地域住民の日常生活を支える機能の向上をめざし、商店が地域の需要を把握しながら、インターネットの活用や宅配などの付加価値の高いサービスの提供に取り組むことに対する支援を行います。

(3) 商業活動の活性化と組織力の向上

商店が地域社会の生活基盤として発展していくためには、個々の商店の努力だけではなく町内全体の商店が協力しあい、まちづくりの核となり、町になくってはならない存在となることが求められています。

商業活動の活性化と組織力の向上を図るため、商業活動の中心となるリーダーの育成や交流の場の充実を図ります。

(4) 中小企業の経営支援

業況が悪化している中小企業が金融機関から融資を受けるにあたり、信用保証協会が保証する円滑な資金調達を支援できる「セーフティネット保証制度」を推進することで、地元中小企業の安定経営を支援します。

工業

(1) 経営の革新

産業構造の変化、情報通信技術（ICT）の進展や環境への関心の高まりなど、工業を巡る経営環境は変化しており、こうした変化に対応して、経営の革新を進めていくための研修会の開催や情報の提供を行います。

(2) 起業者の育成と新規事業の創出

事業者数が減少する中で、地域経済の発展には企業者の育成や新規事業の創出など、新しい力が必要です。高松市に近い立地環境に適合した情報関連などの知識集約型産業の分野における企業者の育成を支援します。

(3) 三木町を特徴づける産業の振興

町内でつくられている製品の多くが町民や事業者にあまり知られていないという状況があります。地域産業の振興のために、伝統工芸や機械部品、皮革製品などのすぐれた技術や製品のPRに努めます。

(4) 産・学・官の一体となった取組み

本町に立地している香川大学農学部、医学部、また高松市に立地している工学部と、香川インテリジェントパーク内の香川産業頭脳化センター等の施設を活用し、今日課題となっている環境、リサイクル、高齢化、情報、バイオなど社会的な消費に係る新しい技術や素材を探り、ニーズを受け止め、産・学・官の三者がそれぞれ担う役割分担と連携を深め、学術研究の拠点を視野に入れた工業構造の高度化が図られるよう環境整備を行います。

3. 観光の振興

現状と課題

本町には、自然を生かした観光資源が多数存在するほか、伝統文化である獅子舞が盛んであることから「獅子たちの里三木」として観光PRを行っています。観光ニーズの高まりや、高速道路の開通により、広範囲から観光客の集客が望めますが、それを生かす観光拠点施設に乏しい状況であると言えます。

価値観やライフスタイルなどが多様化する中で、特に自然とのふれあいを求める要望が高まりつつある状況に即応した、既存の観光資源の保全や休憩施設の整備はもとより、新たな観光資源の開発や特産品の掘り起こしが必要です。

町内の主な観光資源

① 熊野神社の二本杉（県指定天然記念物）

津柳地区、熊野神社の境内にそびえ立つ樹齢約800年の二本の杉の巨木で、樹高は高い方が約45メートル、低い方で約40メートル、胸高幹周は大きい方が7.8メートル、小さい方は6.4メートルあります。県内でもまれな大杉で、平成7年に「香川の巨木30選」に選ばれました。地元の人たちによって手厚い保存管理が続けられています。

② 蓮成寺のイヌマキとフウラン（県指定天然記念物）

氷上・蓮成寺の境内には、樹高約12メートル、幹の太さは根本の周囲で6.6メートル、地上1.5メートルの所で2.6メートルのイヌマキの大樹があります。このイヌマキに着生しているフウランが、各枝にあますところなく密生しています。開花すると、白い花で雪が降ったように見えます。

③ 小蓑熊野神社社叢（県指定自然記念物）

常緑広葉樹の中に落葉広葉樹も混在する樹種豊かな社叢です。参道入り口に角礫凝灰岩で作られた石燈籠があり、記念銘の入った石造物では町内で一番古いものです。

④ 小蓑の虹の滝（県指定自然記念物）

小蓑地区にあり雌雄二つの滝からなっています。日光が水煙に映え、七色の虹を現すことから「虹の滝」といわれるようになりました。

滝の下流周辺は「虹の滝キャンプ場」としてバンガローや遊具、キャンプサイトがあります。

⑤ 氷上八幡神社叢（県指定自然記念物）

丘陵部にあるツブラジイとアラカシを優占種とする常緑広葉樹の社叢で、暖帯性の樹林構成をしています。林内は自然状態が良好に保存され、植物生態的にも安定しており、この地域周辺の代表的常緑広葉樹林として高く評価されています。

⑥ 高仙神社社叢（県指定自然記念物）

広野と津柳との間にそびえる高仙山の頂上に「雨乞い火まつり」が行われる高仙神社があります。その社叢は、常緑広葉樹、常緑針葉樹を主体とした自然林で、その樹種は150種に及び、植物愛好家に喜ばれています。

また、高仙山山頂公園は野外活動の拠点となる研修宿泊施設を完備した管理事務所、木を基調とした複合遊具、キャンプ場、緑地広場、展望台などが整備され、ゆったりとした自然の中で四季折々の風情が満喫でき、展望台からは高松市や瀬戸内に浮かぶ島々が望め、町内外を問わず多くの人を訪れています。

⑦ 竜現社古墳（町指定文化財）

田中地区の二ツ池西側に水神を祀った祠があります。これが竜現社で、祠は石室が露出した古墳の上にあります。石室は巨大な石の組み合わせで、規模の大きさでは町内屈指です。

⑧ 静薬師

井戸地区の鍛冶池のほとりに、木立に囲まれた「静薬師庵」があり、源義経の愛した「静御前が眠る墓」と伝えられる五輪塔があります。

⑨ 山大寺池と嶽山

嶽山は岩肌の露出奇景色が見事で、池に映えて美しく、山大寺池は全国ため池百選にも選ばれた本町を代表するため池です。隣接地には総合運動公園などの施設があり、様々なイベントが開催されています。

⑩ 白山

町のほぼ中央部にあり、町の代表的な山である白山は、東讃富士ともいわれ、円錐状の綺麗な姿で、遊歩道が整備された白山の山頂からは、360度のパノラマが広がり瀬戸内の多島美も望むことができます。ふるさと自然のみちのコースとしても多くの人を訪れています。

⑪ 三つ子石池

田中地区西部にある三つ子石池の西畔に巨大な石があり、この石を三つ子石と呼んでいます。

その昔、継母にいじめられていた3歳の子が、「この岩を背負うて歩け」と無理難題を言いつけられたところ、その大きな岩に縄をかけて背負い池畔まで運んだという不思議な伝説があります。

⑫ 四国のみち

町内のすぐれた景勝地や歴史的な文化財を徒歩などで安心して巡回できるよう整備された道で、町中央部のやや南より山麓を東西に通じ、人々に親しまれています。

⑬ 三木町ふるさと自然のみち

三木町ふるさと自然のみちは全部で6コースあり、下高岡地区のウォーキングセンターを拠点に自然に触れ、文化財を楽しめるハイキングコースとなっています。里道などを利用してコースごとに解説板を設置したもので、平成7年度から8年度にかけて整備されました。

- ・里の池めぐりのみち（1日コース L≒13.5 km、短縮コース L≒7.2 km）

里の景観を楽しみながら、ため池等の歴史を学び、池や川に生息する動植物を観察するなど、自然のおもしろさが再発見できるみち。

- ・東讃富士（白山）探索のみち（半日コース L≒3.0 km）

白山の山麓から山頂にかけての植生、地質の変化、展望景観の変化を楽しむみち。

- ・歴史の散策みち（1日コース L≒12.1 km、短縮コース L≒8.0 km）

田園、山並みなどの景観を楽しみながら、弥生時代以降の讃岐の歴史を訪ね歩くみち。コースの途中には地域特有の故事来歴などを記した解説板を設置。

- ・ホテルの里のみち（1日コース L≒14.3 km、短縮コース L≒10.4 km）

讃岐山脈北斜面の山里から田園へ、主にホタルが生息する水辺沿いを歩くみち。

- ・動物との出会いのみち（1日コース L≒8.6 km）

四季を通じて移り変わる木々、草花の変化、動物との出会いを楽しむみち。

- ・高仙山探索のみち（1日コース L≒7.5 km）

奥山深山の緑、展望景観を楽しむみち。

⑭ 男井間池

池戸の北部にある古い歴史を持つため池です。池を南北に二分する広い道と中央に近代的な眼鏡橋が架けられ、橋上に立てば美しい白山の姿が水面に映え、湖畔の丘に立てば春は桜、秋は広葉樹の公園で楽しい憩いのひと時を過ごすことができます。

⑮ 太古の森

新さぬき百景の一つ山大寺池のほとりに、約4haという広大な敷地（上高岡地区）に、古代樹メタセコイアが2,700本植樹された「太古の森」があります。

このメタセコイアの森を中心として、古代に生存していたと思われる恐竜のモニュメント3体を配しています。

またメタセコイアの発見者として有名な本町出身の故三木茂博士やメタセコイアの由来を紹介した「記念の丘」などがあり、森林浴や散策、親子でのピクニックなどに人気が高く、四季を問わず大勢の人々が訪れています。

⑯ 浄土寺の雷不動明王

井戸地区・高木にある浄土寺（四国不動霊場第33番）の雷不動明王は、高さ約9メートルの青銅製の仏像で、大きさは四国最大です。

無病息災などの祈願のため毎年11月に行われる護摩には、町内外から多くの観光客が訪れます。

⑰ 大獅子と秋祭り

重く垂れ下がった稲穂に、さわやかな涼風が渡るころになると、鎮守の森から秋祭りの鉦や太鼓の音が聞こえてきます。

四条（下高岡地区）の鱈河神社、高野（平木地区）の天野神社、丸岡（氷上地区）の氷上八幡神社の秋の例祭には、大獅子が奉納され人気を集めています。また、各神社でも、獅子舞が奉納され賑わっています。

⑱ いけのべ七夕まつり

昭和27年から池戸商店街の振興のためにはじまったイベントの一つで、毎年8月の第1土・日曜日に開催されています。池戸商店街の一大イベントで、笹飾り・くす玉・五色のテープなどで飾られます。

施策の方針と主要事業

(1) 既存の観光資源の維持管理

虹の滝キャンプ場、太古の森など、自然を生かした既存の観光資源の維持管理を徹底し、利用者からの要望や必要と思われる修繕に対応します。

(2) 新たな観光資源の開発

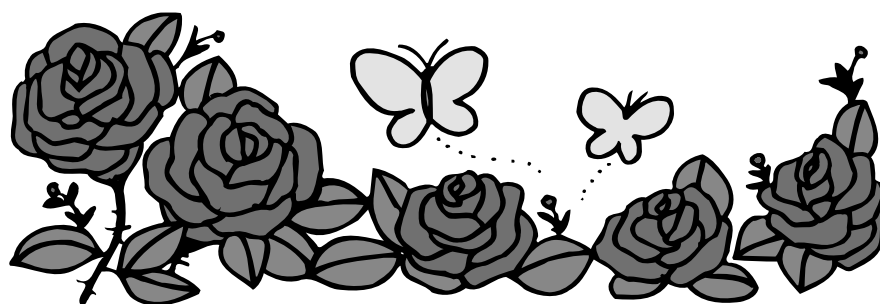
自然環境を基調としたアメニティ空間を創造するとともに、自然を生かした観光とレクリエーションの場を開発していきます。また、観光ルートの整備やいちごワインを例とする特産品の開発など、地域観光の整備と充実に努めます。

(3) グリーン・ツーリズムの推進

三木町グリーン・ツーリズムを広域的に情報発信し、利用者やリピーターを増やし、地域の活性化に繋がります。また、農業体験指導者の意識向上を図り、人材確保にも努めます。

(4) 様々なイベントへの支援

住民参加型の「いけのべ七夕まつり」や、伝統ある大獅子・小獅子による躍動感あふれる各地の秋祭り等を充実させ、町の活性化の支援に努めます。



第3章

人々が支えあい健康でいきいき暮らせるまちづくり

1. 地域医療体制の確立
2. 健康づくりの推進
3. 子育て支援の促進
4. 高齢者福祉の推進
5. 障がい者福祉の推進

1. 地域医療体制の確立

現状と課題

地域医療体制の充実を図るために、地元医師会の協力のもと、医療機関相互の連携を推進しながら、保健、医療、福祉に関わる機関が、各機関のサービスを効率的かつ効果的に町民に提供できるように相互調整を行っています。

初期救急医療体制としては、休日における町民の医療を確保するために、地元医師会の協力のもと、在宅当番医事業を実施しています。しかし、夜間の救急医療体制は確立しておらず、町内の二次医療機関2か所と三次医療機関1か所が、町内のかかりつけ医との良好な関係を形成することにより補っています。

また、山南地区の医療は、高松市民病院塩江分院から巡回バスを週2回運行することにより、通院手段を持たない高齢者への医療提供を行っています。

本町は高松医療圏に属していることから、高松市との連携を密にしながら円滑な医療体制を図っています。今後も、高松医療圏との適切な関係を保ちつつ、地元医師会の協力を得ながら、医療体制の充実に取り組むことが大切です。

なお、本町の医療体制の課題としては、従来あった唯一の産婦人科の開業医が閉院されていることです。次世代の育成を担う産科医療と婦人科検診の場が町内にないことは、安心して子どもを産み育てられるまちづくりをめざすにおいて、大きな欠点であると思われます。地域での健全な母子医療を確立するため、また、婦人の健康を保持するためにも、町内に産婦人科の医療機関が開設されることが望まれます。

一方、国民健康保険事業については、団塊世代の加入などによる加入者の高齢化や医療の高度化などの影響により、医療費が増加傾向にあります。また、国民健康保険事業の医療費は、主に国や県の負担金・交付金及び国民健康保険税により賄われていますが、近年の景気低迷の影響による離職者の増加、所得低下などにより、国民健康保険税は減収傾向にあり、事業費に見合う収入を確保することが難しくなっています。一方、後期高齢者医療制度については、将来にわたって持続可能な新たな高齢者の医療制度が国において検討されています。

施策の方針と主要事業

(1) 地域医療体制の充実

医療に対し多様化するニーズに柔軟に対応するため、地元医師会との協議会を設けるなど、医師会などの関係機関との協力体制を整備し、地域医療体制の充実を図ります。

(2) 高松医療圏との連携強化

本町は、高松医療圏に属していることから、その主体である高松市との話し合いの場を設けるなど、良好な関係を保ちながら連携を強化するとともに、適切な救急医療体制の運営をめざします。

(3) 病院群輪番制の整備と支援

小児科においては、休日や夜間の病院群輪番制の病院の確保及び充実に努めるとともに、高松医療圏内である高松市と調整、連携しながら病院群輪番制運営費や在宅当番医制事業運営費等を負担するなど、その整備と支援に取り組みます。

(4) 適切な医療機関受診の啓発

救急医療に対する町民の理解を得ることにより、適切な受診が行えるよう啓発します。

また、健康障害が出たときに、気軽に相談に乗ってくれるホームドクターを住民一人ひとりが持つように、保健師による健康相談や健康教育などを行うとともに、広報紙等による啓発にも努めます。

(5) 国民健康保険事業の健全な運営

増加し続ける医療費を抑制するために、各種保健事業の積極的な推進や、健康づくりへの意識の啓発、レセプト点検、後発医薬品の使用促進等により、医療費の適正化を図り、また、国民健康保険税の収納率を向上させることにより、国民健康保険事業の運営の安定化に努めます。

(6) 後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療制度については、高齢者の医療費を国民全体で公平に分担できる、新たな医療制度が検討されており、より安心・納得・信頼できる施策が構築されるよう、国や県に適切に働きかけます。

2. 健康づくりの推進

現状と課題

町民の健康づくりのため、健康教育や健康相談、家庭訪問、各種検診、各種健診事業を実施しています。

具体的には、成人の生活習慣病の早期発見、早期治療のため、特定健康診査や各種がん検診などを実施しています。生活習慣病の予防に向けては、食事・運動・休養などの生活習慣の改善を目的とした健康相談や健康教育を実施しています。子どもの疾病予防に対しては、予防接種法に基づく予防接種を実施しています。また、「こんにちは赤ちゃん事業」として、全員の出生児に家庭訪問を実施し、育児不安や産後うつ状態への支援及び虐待の防止や早期発見に努めています。そして、乳幼児健康診査や乳幼児相談など、きめの細かい健診体制のもと、各関連機関と連携を持ちながら母子の健全育成に努めています。



乳幼児相談の様子

しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などの影響で、母子を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。人間関係を保つのが不得手な若者が子育てをすることにより、育児不安が増加している状況に対して、未熟な母親への支援を充実することが母子保健の育成に重要となります。

また、多様な価値観を持つ人が増え、複雑な人間関係によるストレス社会となり、こころの健康が妨げられています。そのため、精神保健の充実が大切になります。

施策の方針と主要事業

(1) 健康づくりの推進

糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした食生活改善事業や健康相談事業の充実、地区組織を活用した健康教育の推進などにより、町民の健康づくりの普及啓発を図ります。

(2) 各種のがん検診や各種健康診査等の推進

胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん検診や肝臓がんの予防に向けての肝炎ウイルス検査及び骨粗しょう症検診の推進に努め、受診率の向上をめざすことにより疾病を早期発見し早期治療を促します。また、国民健康保険加入者を対象にした特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上に向けて啓発に努め、推進していくことにより医療費の削減に努めます。

(3) 予防接種事業の充実

予防接種法に基づく定期の予防接種以外に子宮頸がんワクチンや小児肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ菌 b 型 (Hib) ワクチンの任意予防接種の助成事業を行うことにより、将来、母となる女子に子宮頸がんの発症を防ぐとともに、乳幼児期に発生する髄膜炎の予防に努め、町の次代を担う子どもたちに安心安全の健やかな子育て育成を図ります。

(4) 健康づくりの担い手の育成と活動の支援

地域における健康づくりを推進していくために、食生活改善推進協議会や健康づくり推進協議会、愛育会等の委員への協力を求めつつ、これらの組織の積極的な育成と自主的活動を支援します。

(5) 健康づくり学習の促進

健康セミナー等の講座の開催や地域組織を生かした出前講座などを通じて、健康づくり学習を促進し、町民の健康意識の高揚を図ります。

(6) 食育の推進

欠食、偏った栄養摂取、過度の痩身指向、肥満や生活習慣病の増加、食の安全など、子どもから大人に至るまで、広範囲に多様化する「食」をめぐる問題に対応するため、乳幼児健診や健康教育、健康相談、家庭訪問、保育所との連絡会等による連携を密にすることにより食育の推進を図ります。

(7) 健康に関する情報提供の充実

健康づくり事業や保健事業の機会をとらえ、健康に関する最新情報をわかりやすく提供します。また、ホームページや広報紙、防災ラジオ等を通じて、情報の発信を行うなど、町民の健康づくりを支援します。

(8) 精神保健の充実

こころの健康づくりとして、県と連携を図りながら、健康相談、家庭訪問等を進めます。また、自殺防止については、広報紙や防災ラジオ等で広報活動を実施します。

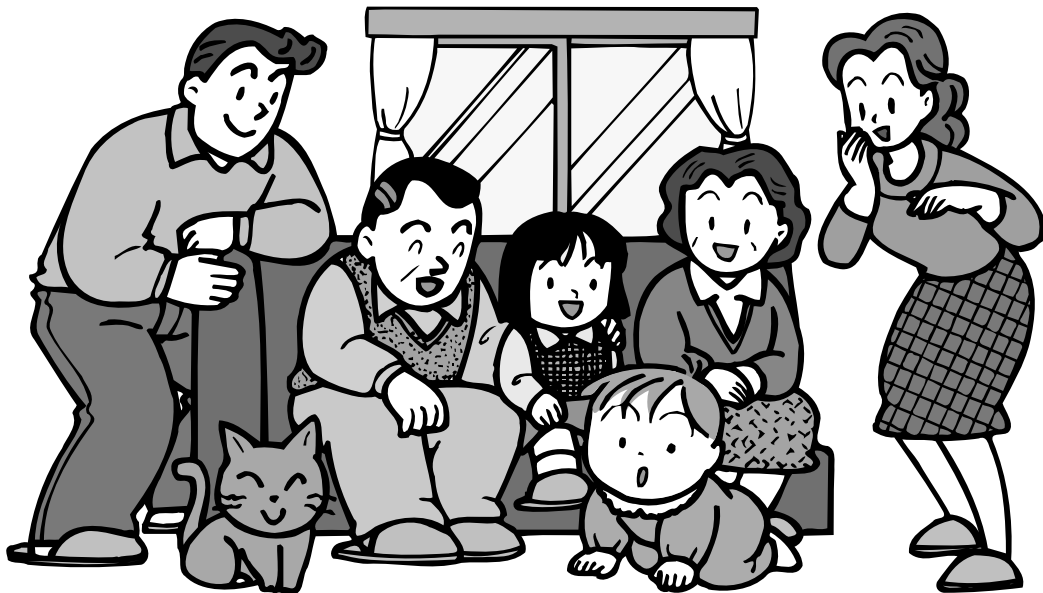
3. 子育て支援の促進

現状と課題

少子高齢社会へと急速に進行する中、子どもを取り巻く環境は悪化してきています。その上、核家族化や社会進出する女性の増加、地域連帯の希薄化などにより、家庭や地域において子どもの養育機能が低下してきています。また、少子化に伴って子ども同士のふれあいが減少するなど、子どもたちの健やかな成長に大きな影響を与えることが懸念されています。

さらに、家庭や地域社会における子育ての孤立化、価値観の多様化が進み、個人の生き方も複雑化しており、子育てに意義を感じ子どもを生み育てたいと思う気持ちを誰もが率直に持つことは難しくなっています。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本的な認識のもとに、改めて家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深め、子どもを未来の希望ととらえることが必要であり、子どもが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを実感し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが必要です。



施策の方針と主要事業

(1) 子育てについての意識啓発と相談支援体制の充実

今日の出生率の低下を社会全体の問題と認識し、安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育ての重要性について啓発に努めます。また、子育て等に不安を持つ保護者に対する相談体制の充実を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立支援

男女がともに、仕事と家庭を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進を図り、働きやすい職場環境の整備促進に努めます。また、保育サービス等の充実を図り、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備に努めます。

(3) 子育てしやすい地域環境づくり

核家族化等により、世代間で育児知識の継承が困難になるなど、家庭や地域の養育力が低下しています。このため、家庭生活や子育てについての意識啓発や地域の子育て自主サークル等の育成・支援に努めるとともに、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行い、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

また、現在、国において進められている「子ども・子育て新システム」の中で、保護者が働いているか否かにかかわらず、入園（入所）できる施策を平成25年度以降より実施するための作業が行われており、本町においても内容を精査し、順次子育て支援体制の整備促進に努めます。

(4) 次代を担う人づくり

子どもたちが自立した大人へとたくましく育ち、次代の社会を担っていくことができるよう、家庭、学校、地域社会をはじめ、関係機関・団体等との密接な連携と協力のもとに、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めます。また、地域住民が一体となって児童を健全に育成するための取組みに努めます。

(5) 援助を要する児童・家庭への支援

児童虐待が深刻な社会問題となっていることから、要保護児童等の支援を行うとともに、ひとり親家庭や障がいがある子どもとその家族への支援やケアなど多様な問題に対応するため、関係機関・団体等と連携して施策の充実に努めます。

4. 高齢者福祉の推進

現状と課題

我が国では、高齢化が急速に進行しており、平成 27 年には、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると予想されています。

本町においても同様であり、平成 22 年 10 月 1 日現在の高齢者人口が 7,062 人で、全人口の 24.3%を占めているほか、60 歳～64 歳のが 2,481 人、55 歳～59 歳のが 2,225 人となっており、超高齢社会を迎えようとしています。

平成 12 年 4 月に介護保険制度が導入されましたが、高齢者の増加及び介護保険制度の浸透に伴い、平成 22 年 3 月現在の要介護（要支援）認定者数は 1,389 人で、介護給付費も平成 21 年度は 20 億 9,600 万円と、介護保険発足当時の平成 12 年度と比較すると認定者数は 1.8 倍、給付費は 2.3 倍と増大しており、今後も増加することが予想されますが、この制度は、3 年ごとに改正する必要があるため、平成 23 年度には第 5 期高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)を策定する予定です。

平成 18 年度には介護保険制度改革により、地域のワンストップサービス拠点として地域包括支援センターが発足し、高齢者の総合相談等に対応するとともに、介護保険認定者のうち軽度者のケアプラン作成については公平性、中立性の観点からも地域包括支援センターがその業務を担っております。

核家族化の進展、女性の社会進出、長寿に伴う認知症患者の増加、高齢者虐待等、高齢者が抱える問題も多様化しており、これらの問題に対応する専門職の豊富な経験や熟練した技術が求められております。

住み慣れた地域で誰もが安心して、自分らしく生活できるよう、まずは介護状態にならないような予防活動が重要であるとともに、要介護状態となっても地域社会全体で見守ることができる体制づくりが必要です。

本町の要介護等認定者数と保険給付費の推移

| 年 度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第 1 号被保険者数(人) | 6,617 | 6,756 | 6,871 | 6,952 | 7,050 |
| 要介護等認定者数(人) | 1,316 | 1,341 | 1,348 | 1,376 | 1,389 |
| 保険給付額(百万円) | 1,785 | 1,862 | 1,893 | 1,950 | 2,096 |

施策の方針と主要事業

(1) 介護保険サービスの充実

介護サービスの利用者が安心してサービスを受けられるよう第5期高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)を策定し、介護サービスの質の向上に努めるとともに、公正・中立な立場での介護支援を行うことにより、適正な介護給付費の維持に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域密着型サービスなどの介護サービス基盤の整備を図ります。

(2) 高齢者福祉施設の充実

高齢者が健やかに安心して地域で生活を続けることができるよう、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する拠点施設を整備します。

(3) 二次予防事業の推進

現在、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の人を対象に通所型介護予防事業(スマイルクラブ)を実施し、要介護状態になることを予防することを通じて、活動的で生きがいのある人生を送れるよう支援する取組みを行っています。

今後も訪問活動、広報紙等を通じてスマイルクラブの必要性を多くの人に理解していただき、より多くの人に参加したいと思えるような魅力ある事業に向けて取組みを行い、心身機能の改善を図ります。

(4) 一次予防事業の推進

地域で生活する全ての高齢者が安心していきいきと生活できるよう介護予防教室の内容を充実していくとともに、介護予防ボランティアの養成を積極的に推進し、地域と行政が一体となり、介護予防を推進できるよう連携の強化にも努めます。

(5) 介護予防マネジメント事業の充実

二次予防事業参加者、介護認定で要支援1・2の人に対し、適切なアセスメントを実施し、公正・中立な立場に立ったケアプランを立案することにより、自立した在宅生活を支援します。

(6) 総合相談事業の強化

多様化した高齢者のニーズに適切に対応できるようにするために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を適正に配置するなど地域包括支援センターの充実・拡充に努めます。

また、郵便事業株式会社に委託をしている高齢者への生活状況確認業務についても、確認後の相談業務の充実を図るとともに、利用者意識調査の結果等を踏まえ、実施地域の拡大等の検討を行います。



高齢者への生活状況確認業務の様子

(7) 権利擁護事業の推進

高齢者虐待が早期に発見される体制づくりとして、民生委員、医療機関等の関係機関に引き続き協力依頼を行うとともに、住民に対しても連絡・通報体制の必要性について、広報紙等を通じて啓発活動を行います。

また、高齢者が地域において尊厳のある暮らしを維持し、安心して生活が行えるよう成年後見制度の活用を地区組織の会合、広報紙、総合相談等において促進するように努めます。

そして、訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と連携を密に行い、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供に努めます。

(8) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の推進

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と地域の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的ケアマネジメントができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援に努めます。

(9) 宅配店マップ事業の推進

交通手段の少ない高齢者が安心して地域で生活を送るために、宅配や訪問が可能な商店の情報を取りまとめた宅配店マップ事業の円滑な推進を商工会等の関係機関とも連携を図り、また利用者の声も参考にしながら推進します。

(10) 敬老祝賀事業の充実

喜寿、米寿、100歳を迎えた高齢者に祝金等を給付して敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図ります。

5. 障がい者福祉の推進

現状と課題

障がい者が地域で暮らせる自立と共生の社会を実現するため、「障がい者の自己決定と自己選択の尊重」「障がいの制度の一元化」「地域生活移行や就労支援等に対応した基盤の整備」を基本理念とする「三木町障害福祉計画」を策定しています。障がいをも一つの個性と捉え、地域の中で、その人らしく、いきいきと暮らすことができる地域社会づくりを推進する必要があります。

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数は、平成22年10月1日現在1,423人、そのうち65歳以上の占める割合は69.7%となっており、障がいによる不安をかかえながら生活をしている高齢者が多数います。

知的障がい者（療育手帳所持者）数は、平成22年10月1日現在159人となっており、その多くは、福祉サービスを利用したり、就労をめざしたりしています。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、平成22年10月1日現在102人、自立支援医療（精神通院）受給者は210人となっており、受給者数は年々増加傾向にあります。その要因として、現代特有の社会情勢の急激な変化等によるストレスや、生活環境や人間関係などからくる心の病を抱えることなどがあげられ、その対象は子どもから大人にわたり広範囲化してきています。

このように、障がい者を取り巻く環境は、時代の移り変わりに伴い大きく変化し、それに伴い福祉に係るサービスの需要は増大、多様化してきています。

そのようなニーズを把握した上で、障がい者がその人らしく、いきいきと暮らしていけるよう、保健・医療・教育・生活環境などの幅広い分野にわたり連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めることが重要な課題です。また、障害者自立支援法の廃止が決定され、現在は、国において廃止後の新制度について検討中であるため、その動向を注視し、施策などについて検討していく必要があります。

身体障害者手帳交付者数（平成22年10月1日現在・単位：人）

| 区 分 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 合 計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 視覚障害 | 34 | 35 | 6 | 6 | 9 | 9 | 99 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 6 | 25 | 15 | 21 | 1 | 37 | 105 |
| 音声・言語機能障害 | 0 | 0 | 7 | 7 | 0 | 0 | 14 |
| 肢体不自由 | 150 | 164 | 137 | 206 | 69 | 34 | 760 |
| 内部障害 | 193 | 7 | 85 | 160 | 0 | 0 | 445 |
| 合 計 | 383 | 231 | 250 | 400 | 79 | 80 | 1,423 |

療育手帳交付者数（平成 22 年 10 月 1 日現在・単位：人）

| 区 分 | 最重度① | 重度 A | 中度② | 軽度 B | 合 計 |
|-----|------|------|-----|------|-----|
| 人 数 | 25 | 40 | 59 | 35 | 159 |

精神保健福祉手帳交付者数

（平成 22 年 10 月 1 日現在・単位：人）

| 区 分 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 合 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 数 | 9 | 82 | 11 | 102 |

施策の方針と主要事業

（1）社会活動の場の確保

障がい者の地域福祉活動への参加促進及び就業環境の整備充実、また、スポーツなどの福祉活動のできる場と機会の確保に努めます。

（2）生活環境の改善及び整備

障がい者の生活をサポートできる環境を整備するために、公共施設等におけるより一層のバリアフリー化を推進します。

（3）その人らしいライフスタイルの確立に向けての支援

障がい者が、地域の中でその人らしく暮らせるように、また、障がい者の持つ個性や能力を最大限に発揮しながら充実した生活を送れるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業といったサービスなどの利用を通して、障がい者の自立支援を推進します。

（4）地域がともに支えあう意識の浸透

福祉、保健、医療、教育、生活環境など幅広い分野にわたり連携を図っていくとともに、障がい者を地域で支えることができる福祉環境づくりをめざします。

第4章

人々が助けあう安全・安心なまちづくり

1. 防災・消防体制の強化
2. 防犯対策の推進
3. 交通安全の推進

1. 防災・消防体制の強化

現状と課題

町民が安心して暮らすことができるというテーマは、まちづくりにおいて最も重要なテーマの一つです。中でも火災に対する消防、また、急病や事故に対する救急体制は、非常に高いレベルが要求され、また、地震や台風等の豪雨に備える防災や有事に対する国民保護計画につきましても、その体制の整備は重要不可欠なものです。

消防については、消防署と消防団員の連携により消火活動等に当たっていますが、消防団員の安定的な確保が難しくなっており、仕事などのため不在となり日中出動できる団員も減少傾向にあります。また、消防法の改正により平成 23 年 6 月からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、その普及のための啓発も急務となっています。

防災について、これまで自主防災組織等の立ち上げを推進してきましたが、未結成の地域もまだ残っている状態であり、併せてその実動力の向上も課題となっています。特に、今後 30 年の間に起こる確率が 50～60%ともいわれる東南海・南海地震への対策が求められる中で、消防・救急・防災について、情報伝達システムの構築や建物の耐震化などについて、一体的に整備する必要があります。

しかし、安心できる体制づくりを行政だけで確立することは困難ですので、自助（自分の命は自分で守る）と共助（地域の安全は地域で守る）という地域自治の精神に則り、町民・地域・各団体が主体的に取り組むことが必要です。



人命救助訓練の様子

施策の方針と主要事業

(1) 防災に対する意識啓発

町民の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、「三木町地域防災計画」や「三木町国民保護計画」の充実を図ることで、自然災害や有事から町民の生命と財産を保護し、被害をできるだけ抑える体制を整備します。

(2) 自主防災組織の強化

自治会などが主体となって自主防災組織の結成を促進するとともに、その実動力の向上と意識の高揚を図るため、町主催の総合防災訓練や研修会等を実施します。

(3) 消防団員の育成

継続した研修や訓練等による、消防団員の資質向上に努め、消防力の適正な整備を図ります。また、防火・消火活動の意義を広く町民に周知することで、消防団員の確保にも努めます。

そして、消防署及び消防団は、日常の防火訓練や消火活動を通じて、役割分担や無駄のない活動を実践します。

(4) 消防施設の整備

消防活動や救助活動に支障を来さないよう、老朽化や機能不足などの不安を抱える車両や資機材の整備を行います。また、消火栓や防火水槽などの消防水利の整備を計画的に行い、火災発生時に迅速な消火活動ができる体制を整えます。

施設整備にあわせて、備蓄物資の拡充も計画的に行うとともに、各家庭での備蓄の推進にも努めます。

(5) 危機管理情報伝達システムの構築

緊急地震速報や有事情報について、人手を介さず自動放送する設備の充実を図ります。

また、防災行政メールや防災ラジオ、防災行政無線等において、緊急情報を素早く的確に提供できるシステムや、学校や避難所等と相互連絡が可能なシステムを構築します。

(6) 避難所等の耐震化の促進

災害時に住民が避難所として利用する公共施設や学校の耐震化を促進し、災害時における住民の安全・安心を確保します。また、民間の建物等についても耐震化の啓発に努めます。

(7) 避難支援プランの確立

災害時要援護者について、避難の支援を確実にできるよう、避難支援プランを確立します。

2. 防犯対策の推進

現状と課題

近年、全国各地で子どもを狙った犯罪が多発しており、子どもや女性に対する地域の安全確保が課題となっています。本町では、警察署等と連携し、防犯活動に取り組んでおり、地域や住民による自主的な安全パトロール等も行われています。また、道路が暗く、犯罪の発生が懸念される場所には、地域の要請に基づき防犯灯の設置を行っています。

また、犯罪の手口もインターネットを利用するなど多岐化・巧妙化してきているほか、高齢者に対する電話を利用した詐欺も後を絶ちません。

今後、地域防犯力を高めるには、行政と地域・関連団体・学校等の協働による防犯体制の確立が必要であり、特に地域での防犯活動の推進を図る必要があります。

施策の方針と主要事業

(1) 防犯体制の整備

防犯意識の高揚を図るため、防犯パトロール活動や啓発活動を促進するなど、地域が参加する地域防犯活動を推進します。また、行政・警察・学校等との連携を強め、専門知識を有する人材の育成に取り組み、地域やボランティアの協力を得ながら青少年の健全育成等にも注力します。

(2) 防犯灯の設置

各地域で整備した防犯灯等の施設を適正に維持管理するとともに、その整備を行います。

3. 交通安全の推進

現状と課題

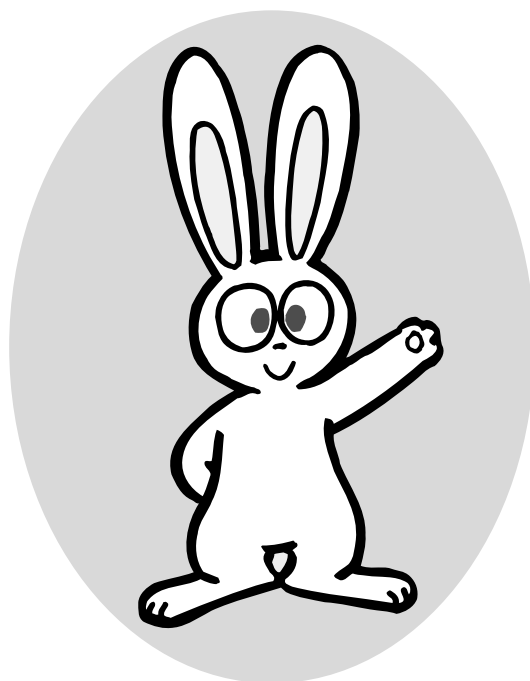
本町においては、高松自動車道や県道高松長尾大内線等の幹線道路網が整備されたことで、道路交通環境が大きく変貌し、住民が交通事故に巻き込まれる危険性が年々高くなっています。

そのため本町では、5年ごとに三木町交通安全計画を策定し、交通安全意識の高揚や、交通安全に係る施設整備を進め、交通事故の撲滅に取り組んできました。特に、近年の交通事故の特徴である、「高齢者」「夜間」「交差点」については、反射材の普及促進や交通安全キャンペーンなどの啓発など、様々に対策を講じています。その成果として、町内の交通事故発生状況は減少傾向にあり、町民の交通安全に寄与しているものと考えられます。

今後においても引き続き、交通安全に関する啓発活動や教育を進め、警察・学校・地域・各種団体間の連携を強化して取組みを行う必要があります。

町内交通事故発生状況の推移

| 年 度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件 数 (件) | 313 | 268 | 307 | 271 | 259 |
| 傷 者 数 (人) | 400 | 346 | 396 | 347 | 330 |
| 死 者 数 (人) | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 |



施策の方針と主要事業

(1) 交通安全教育と啓発活動の推進

警察署や、三木町交通安全対策協議会を中心として、交通安全母の会、こじかクラブ、各地区交通安全推進協議会等との連携を強化し、交通安全教室やキャンペーン、研修会などを通じて、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

また、交通指導員の育成を図り、組織的な推進体制を確立し、児童・生徒や高齢者など交通弱者への交通安全指導やドライバーへの意識啓発などに取り組みます。

(2) 交通安全施設の整備

交通安全施設は、道路管理者と協力してその総点検を行うとともに、歩車道の分離、カーブミラーやガードレールの整備等を効果的かつ計画的に実施します。また、交通安全上必要な道路標識や横断歩道等の設置については、関係機関に設置要請を行うなどその整備に努めます。



交通安全キャンペーンの様子

第5章

こころ豊かで文化の香り高いまちづくり

1. 幼児教育の充実
2. 学校教育の充実
3. 高校・大学等との連携
4. 生涯学習の推進
5. 青少年の健全育成
6. 文化・芸術の振興
7. スポーツの普及
8. 国内・国際交流の促進

1. 幼児教育の充実

現状と課題

町内の幼児教育にかかる教育施設は、公立の幼稚園8園（内分園4園）、公立保育所2園、私立幼稚園1園と私立保育所（園）5園であります。

幼児期の教育は、人間形成の基礎を培うもので、その充実が幼児に影響するところは極めて大きいものがあります。これまで、少子化や核家族化などの様々な社会状況の急速な変化の中で、幼児たちの体力や社会性などの育ちの遅れが、教育現場で心配されておりました。平成18年12月に新しい教育基本法が公布され、幼児教育の重要性が明確に条文化されたことにより、これまで学校教育法の中で小・中学校や高校・大学等の条文の最後尾に置かれていた幼稚園が、平成19年にそれらの先頭におかれ、幼児教育が、その後の学校教育の最初の出発点と位置づけられました。そして、平成20年4月からそれを踏まえた「新しい幼稚園教育要領」に基づく教育が展開されることとなりました。

その内容は、集団活動を通して「生きる力」の基礎や基本的な生活習慣の形成、また、社会性、道徳性、言語力や体力づくりなど、豊かな人間性の基礎をはぐくむ質の高い幼児教育の提供であります。加えて、地域の子育て支援や幼児教育支援センターとしての役割が課されております。そのためにも教職員の一層の資質向上など、幼稚園力の向上にかかる人材や、施設設備をはじめとする教育環境の整備充実が求められております。

一方で、保育所機能と幼稚園機能を1施設で実施する「幼・保一体化」という新しい「こども園」構想の流れがでてきております。これは、図1にありますように少子化の進行する中であって、それに伴う教育的課題や子育て支援、費用対効果のうえから幼稚園の統廃合など管内幼稚園の再編等を考える好機でもあります。

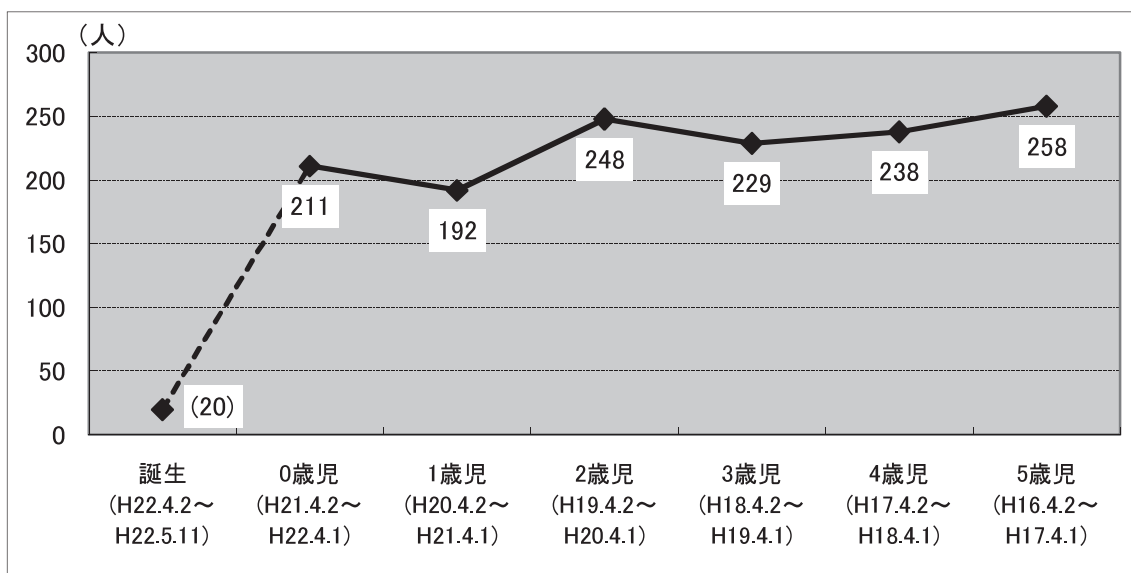


図1 町内未就学園児数の見込み（平成22年5月11日現在）

施策の方針と主要事業

(1) 幼稚園再編計画の策定

質の高い幼児教育の提供と、少子化や価値観の多様化、社会のニーズ等に応えられる町内幼稚園体制の在り方について検討します。また、分園制度を廃止するなど、幼稚園規模の適正化を図り、幼稚園教育活動の効果・効率の向上をめざします。

(2) 教育内容の充実

生きる力の基礎や、小学校以降の基盤を培うために、幼児の個性や発達の特徴に配慮しながら、体験学習を重視し、心情、意欲、態度、創造性などの育成を図ります。また、幼児期にふさわしい食習慣や生活習慣の形成や体力づくりの振興を図るとともに、心身に障がいのある幼児に対する教育についても充実を図ります。

(3) 教員の資質向上

教育課題に対応した県内外における教職員研修を積極的に実施することで、教員の資質向上を図ります。また、園長が園経営に専念できる体制を構築するとともに、学級定数の改善、養護教諭や特別支援教育支援員の配置など、指導陣容の充実を図り、質の高い幼児教育を推進します。

(4) 施設整備の充実

園児用机や椅子などの保育環境備品を計画的に更新するほか、各保育室へのエアコンの設置、保育室や廊下の照明器具の増設、障がい児用トイレの設置、保育室へのピアノ・視聴覚機器などの教材教具の整備など、幼児が快適に学べる教育環境を整備します。

また、各施設の園庭の整備や遊具などの点検改善、園舎の屋上防水などの内外部改修、インターホン等の設置整備など、安全安心面を考慮した施設整備に努めます。

(5) 連携体制の確立

就学前教育と小学校教育の円滑な移行を図るため、保育所・幼稚園・小学校間の綿密な連携を図ります。また、私立幼稚園を含む町内幼稚園相互の連携体制を構築します。

(6) 預かり保育の充実

各幼稚園での預かり保育の開設を推進するとともに、子育て支援の拠点として預かり保育事業の内容の充実に努め、利用者数の増加を図るよう保護者の理解・啓発に努めます。

2. 学校教育の充実

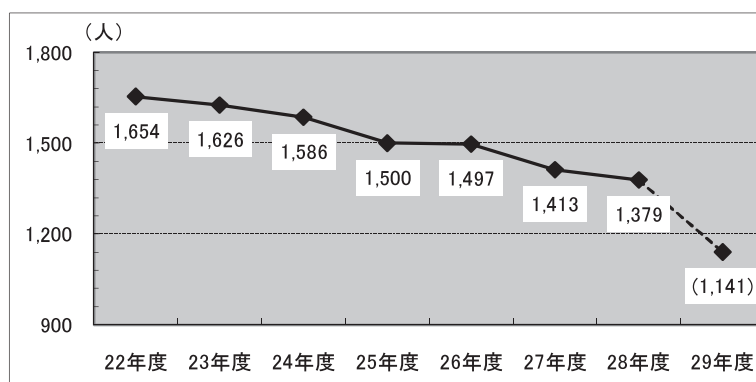
現状と課題

本町の小・中学校数は、小学校が4校に中学校が1校あります。小学校の児童数は学校によって一時的に増加傾向を示すものの、全体的には図2にありますように先行きは確実に減少傾向にあります。また、町内唯一の中学校は、県内屈指の大規模校であります。図3に示すように一時的に増加があるものの、小学校と同様に減少傾向にあります。

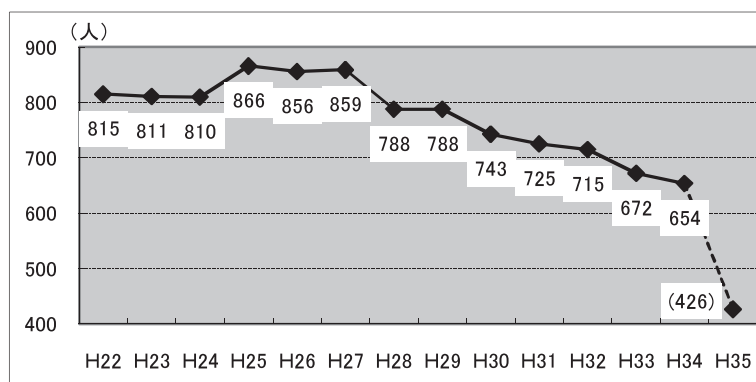
しかし、これが、直ちに「空き教室」につながることはありません。少人数指導や習熟度別指導など香川型学習指導体制の一層の充実、そしてコミュニティスクールの導入や30人～35人学級定員の実現には欠かせない「余裕教室」の確保であります。

いま、日本の教育は、約20年続いた「ゆとり教育」から180度の転換を急いでいます。その象徴である新しい「学習指導要領」が、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から実施されます。その内容量が増え、教育水準も高くなっており、これまで以上に授業の質と効果、そして児童・生徒の質の向上が求められております。また、21世紀に生きる人々に求められる資質を問う「PISA型学力」を育むために「全国学力・学習状況調査」も実施されております。さらに、学校教育法では、その第30条第2項に学校教育の使命が初めて明記されるほどであります。加えて教員免許法の改正により、10年ごとの免許更新制度が取り入れられています。

ここ20数年、日本の経済社会の豊かさの中で子どもの学力や体力の低下、いじめや暴力行為などの問題行動、規範意識や社会性の低下、家庭や地域社会の教育力の低下など様々な教育課題が生じております。今後はこれらからの脱却とともに、ますます発展・進化する科学技術、ICT技術、国際化する経済社会の変化に柔軟に対応できる資質をもった児童・生徒の育成が求められております。町内の学校においてもこれらの課題は同じであります。21世紀を逞しく生き抜く確かな学力と豊かな心、そして逞しい心と体をそなえ、夢と志をもった創造性豊かな人づくりをめざして、その教育環境づくりに努めていく必要があります。



↑図2 町内小学生の児童数の見込み（平成22年5月11日現在）



↑図3 町内中学生の生徒数の見込み（平成22年5月11日現在）

施策の方針と主要事業

(1) 生きる力を育む教育

「生きる力」を育むために、各教科、道徳教育、キャリア教育、特別活動、総合的な学習の時間の関連を図り、学校教育目標の具現化に努めます。また、児童や生徒の健全育成の基盤となる食育や体力づくり、好ましい生活習慣の形成を推進します。

(2) 特色のある教育・学校づくり

コミュニティスクールや学校支援ボランティアなど、家庭、地域社会との連携を深め、学校の果たすべき役割を明確にし、地域の特性を生かした「特色ある教育・学校づくり」を展開します。

(3) 幼稚園・小・中学校との連携

幼稚園・小・中学校との計画的な連携交流を図り、幼・小・中連携の視点に立った教育を大切にします。また、教育の連続性を図るとともに、小学校や中学校に入学した際に環境の変化に対応できなくなる「小一ギャップ」や「中一ギャップ」の解消等に努めます。

(4) 国際化・情報化への対応

国際社会に対応した小・中学校の外国語学習の充実を図るとともに、学校図書館の充実や、情報化に伴う ICT 環境の整備など、新しい教育の方向に対応した施設整備の充実を図ります。また、北海道七飯町との小学生交流やカナダ・ディズベリー町との中学生交流を推進し、子どもたちの豊かな国際感覚を実地に育みます。

(5) 教員の資質向上

教職員の資質・指導力の向上を目的とする研修・研究活動や県外優良校の視察を計画的かつ組織的に進めます。また、教職員自らが意識を変革し、創造的・実践的な研究をするための研究体制を推進します。

(6) 施設設備の充実

空調設備の設置や環境に配慮した太陽光発電設備の設置、また、白山小学校の給食場の改修、田中小学校の屋外トイレの設置、各学校の教室ロッカーの修繕、三木中学校の教室ロッカーの修繕、水泳プール、LL 教室、運動場、部室の改修など、整備が急がれる施設整備等についても進めます。

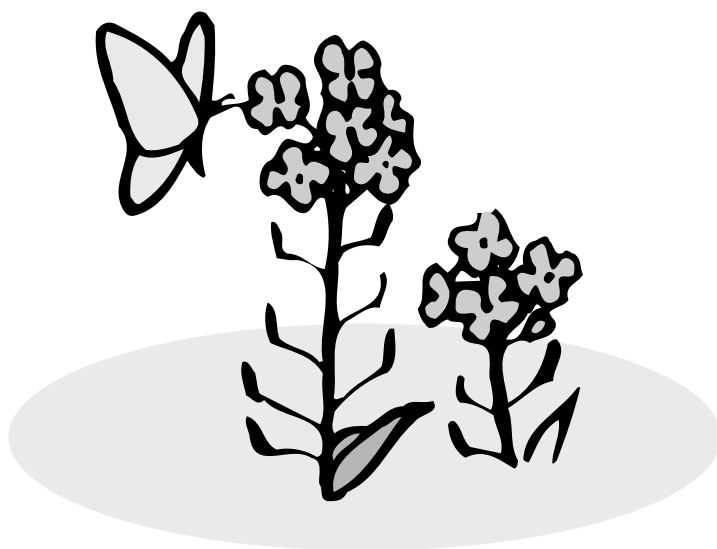
(7) 指導体制の充実

基本的な生活習慣や学習習慣を確立させることはもとより、少人数指導や複数担任制、少人数学級、習熟度別学習、選択授業などによる香川型指導体制を推進することで、一人ひとりの児童や生徒の実態に応じた教育や援助、進路指導を施します。

一方、特別支援教育支援員やスクールカウンセラーを計画的・継続的に配置することで、障がいをもつ児童・生徒に対する教育の充実や、いじめ・不登校などの解消を図るなど、生徒指導体制の充実を図ります。

(8) 安全安心の確保

学校施設設備の整備点検を行うなど、安全安心な教育環境を提供するよう努めます。



3. 高校・大学等との連携

現状と課題

文教の町として発展してきた本町は、三木高等学校、香川大学農学部及び医学部などの教育機関を擁しており、町内のみならず、町外や県外から多数の学生が通学しており、将来の有望な人材の育成が盛んに行われています。教育面にとどまらず、研究面においても発展を続けており、香川大学農学部及び医学部の働きかけにより、小叢小・中学校の廃校地を利用した「三木町希少糖研究研修センター」が開所され、自然界に微量しか存在しない糖（希少糖）の研究を展開しており、今後様々な分野における利活用が期待されています。

今後も高校・大学は、高等教育機関としてだけでなく、教育・研究などの知的資源や、若者の活力や感性を、文化の発展や地域の活性化に結びつける機関としても発展を続けていかねばなりません。

施策の方針と主要事業

（1）町民と各種教育機関の交流促進

三木高等学校は、単位制や二学期制を取り入れているほか、様々な進路に対応できるようなカリキュラムを組んでおり、生徒が将来に向けて主体的に学習することができる教育機関です。同高校が実施するオープンスクール等への参加を促進し、生徒の多種多様な学習ニーズに対応します。また、香川大学などの公開講座やシンポジウム、施設開放などの情報発信を行うなど、地域に開かれた大学づくりを働きかけ、町民と各種教育機関の交流促進を図ります。

（2）産・学・官の連携によるまちづくり

現在研究が続けられている希少糖の研究への支援体制を充実させるほか、希少糖にとどまらず、地域が一体となって異業種間交流を行い、本町に相応しい産業の創出を図り、地域の活性化に貢献できるような産・学・官の連携を促進します。



三木町希少糖研究研修センター

4. 生涯学習の推進

現状と課題

高齢社会の進行、高度情報化社会の到来に伴い、自由・余暇時間が増大し、町民の生涯学習に対する意欲は高まりを見せており、そのニーズも多様化してきています。また、人生80余年という長寿の時代に、心豊かな人生を構築していく上で、生涯学習の充実が求められています。

このような状況下において、三木町文化交流プラザやサンサン館みきをはじめとする各種関係施設・機関との連携を深め、各種行事や講座に関する情報の収集・提供を行うシステムの構築などを進めることにより、学習機会を充実させていくことが求められています。

さらに、社会環境の変化に対応し、家庭や地域における学習機会の充実やプログラムの開発・内容の充実に努めていく必要があります。

また、受身の学習から自主的・主体的な学習への転換も必要であり、今後は、指導者やボランティアの養成・確保を図っていくことが必要となっています。



施策の方針と主要事業

(1) 生涯学習の推進と充実

社会教育委員をはじめとした各指導者層を対象に、リーダーとしての意識・見識向上を目的とし、積極的に研修を実施し、時代に対応した組織づくりをめざします。

また、広報紙やホームページ、チャンネルみき等の情報を活用し、誰もが気軽に利用できる情報ネットワークにより、生涯学習に関する幅広い情報の提供を行い、参加機会の増大を図ります。

また、女性学級、家庭教育学級、高齢者教室などの各種の学習機会を設けて、町民が仲間づくりをしながら新たな知識を習得し、豊かな社会生活を送ることができるような講座内容の充実を図ります。

そのほか、「文化交流プラザ」における、音楽、舞踏、演劇などの文化や芸術の鑑賞機会をより一層拡充し、町民の意識の高揚を図ります。

文化交流プラザ利用者数

(単位：人)

| 年 度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総入場者数 | 183,435 | 170,795 | 159,530 | 168,419 | 186,423 |
| (内)情報資料室利用者数 | 85,030 | 78,233 | 73,397 | 73,752 | 74,503 |



三木町文化交流プラザ(みき少年少女ミュージカルスクール)

(2) 社会教育施設の活用

生涯学習の拠点施設としての三木町健康生きがい中核施設（サンサン館みき）において、各種講座を開設し、子どもから高齢者まで幅広い層が利用できるソフトを提供します。

サンサン館講座開設数・受講者数

| 年 度 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 講座数 | 247 | 469 | 521 | 614 | 765 | 798 | 795 |
| 受講者数（人） | 4,035 | 7,828 | 8,462 | 10,060 | 12,363 | 12,290 | 12,009 |



「スプリングフェスタ 2010in サンサン館みき」

(3) 地域ぐるみの社会教育活動

各公民館を生涯学習の場として利用するとともに、小・中学校の児童・生徒を対象とした講座や親子で参加できる講座を開設することにより活用を図ります。

また、地域交流センターを地域間交流及び生涯学習の場として利用するとともに、学校、家庭、地域社会の連携のもと、地域文化の拠点施設として有効活用します。

ほかにも、地域において伝統的な行事を継承する活動を推進することにより、家庭・地域での教育力や指導力の回復を図るほか、学校支援ボランティア活動を推進します。

5. 青少年の健全育成

現状と課題

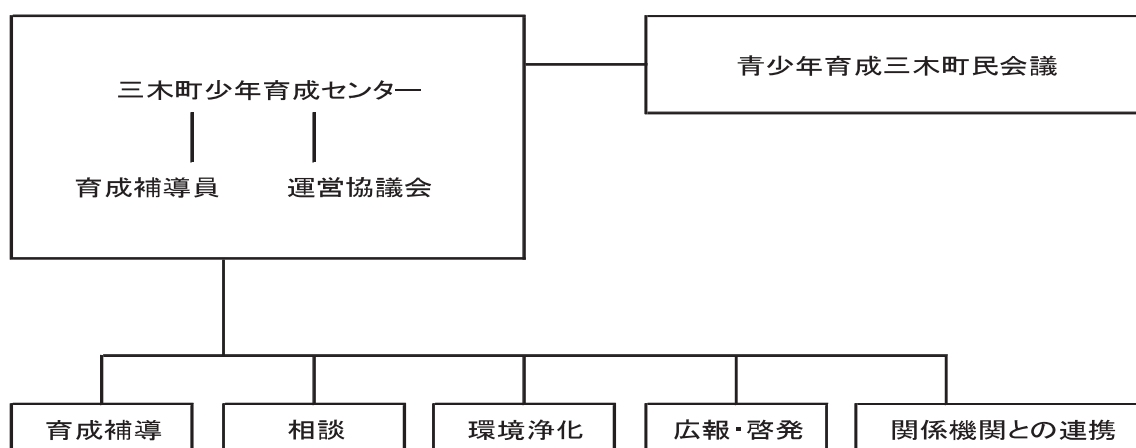
住みよい安全・安心なまちづくりをめざして取り組んでいる「不審者による児童生徒への被害防止対策」では、各小学校の安全ボランティアの見守り活動と青色防犯パトロール及びパトロール中の啓発活動によって、不審者の出没情報が著しく少なくなっています。反面、中学生・高校生の下校時間のパトロールがほとんどできていない現状があり、対策に片寄りが見られます。

「環境浄化活動」では、公園、地下道、駅の駐輪場などの清掃活動を長年にわたって続けているので、地域住民の意識の向上が図られ、ゴミが捨てられて汚されることが少なくなっています。

各小学校区内のパトロールで「子どもを見かけることがほとんどない」という育成補導員の声が多く、子どもの姿を屋外で見かけにくい状況になってきています。また、家庭、地域の教育力が低下している中、携帯電話の普及で青少年の友人関係が広範囲で分かりにくくなり、集団でたむろすることも少なくなっています。

平成22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が7月に作成され、今後、少年育成センターにおいても果たす役割、実践すべき活動等を見直す時期がきており、補導員のレベルアップと補導活動の充実を図る必要があります。

健全育成の体制



施策の方針と主要事業

(1) 育成補導活動の推進

① 校區別育成補導

育成補導員が、校区ごとの重点箇所（コンビニ、大型量販店、公園等）で計画的に育成補導活動を行います。

② 夜間育成補導

高松東警察署少年補導職員、保護司と合同で夜間に青少年が集まりやすい場所を毎月1回青色防犯パトロール車で巡視して、あいさつ、声かけを中心とした育成補導活動を行います。

③ 町外育成補導

育成センター職員は随時、小・中学校の育成補導担当の教員は連休、長期休業中や定期試験中に高松市とさぬき市の大型量販店で情報収集と育成補導活動を行います。

④ イベント育成補導

育成補導員、高松東警察署員と合同で春市や夏秋祭り等地域のイベント時に育成補導活動を行います。

⑤ 県下一斉補導

高松東警察署員、少年警察補導員、保護司、地域安全推進委員と合同で大型量販店、コンビニを中心に毎月1回育成補導活動を行います。

⑥ 通学列車補導

高松東警察署員、高松東高等学校・三木高等学校生徒指導担当教員と合同でことぞん高田駅と学園通り駅近辺で年3回行います。

⑦ 特別補導

不審者出没や事件事故等の通報に際して、通学路等の安全確保を行います。

⑧ 子ども安全パトロール

小学校の下校時刻に合わせて、青色防犯パトロール車による巡視と広報活動、育成補導活動を行います。

(2) 相談活動の推進

指定された場所・時間内に相談者が来所しての相談と電話等による随時相談を行うとともに、相談内容の分析、相談内容に関する専門行政相談機関との連携を図ります。

(3) 環境浄化活動の推進

ことでん池戸駅、平木駅、白山駅に設置している白ポストにより、有害図書、ビデオ、DVD等の回収及び廃棄処理を行います。また、書店、レンタルビデオ店、コンビニ等への環境浄化の協力依頼や、地下道、公園、ことでん無人駅周辺等の清掃活動を行います。

そのほか、「こども安全パトロール」「こどもSOSの家」「移動こどもSOS」「三木町のお父さん・お母さん役」運動の推進と情報提供の依頼を行います。

(4) 広報啓発活動の推進

「育成のあゆみ」の発行、広報紙への「育成センターだより」の掲載、「健全育成リーフレット」や小冊子「元気キッズの安心宣言」の作成・配布など、住民が青少年の健全育成に関する情報を目にする機会を積極的に提供します。

そのほかにも、非行防止ポスターや「あいさつことば」の硬筆作品の募集・展示、小・中学校や近隣高等学校との連携による非行防止活動、不審者情報の配信、青少年非行防止強調月間や青少年健全育成強調月間の周知、保護司会主催の「社会を明るくする運動」や高松東警察署実施の「万引き防止キャンペーン」への協賛など、様々な広報啓発活動に努めます。



服部幸應氏を招いて開催された
三木町青少年健全育成講演会

6. 文化・芸術の振興

現状と課題

町の芸術文化活動は公民館等の施設を中心として進められ、施設が充実するにつれて、少しずつ豊かさを増しています。

特に、三木町文化交流プラザが開館した後は、今までの活動を基に町内の団体や個人を中心とした活動に加え、住民の文化の振興を図るため、音楽や舞踊、演劇、映画鑑賞会などの優れた芸術文化事業を開催するなど芸術文化活動は一層幅が広がっています。

しかしながら、全ての事業において、参加者がいつも満席とはいえないのが現状です。今後、様々な連携に加え、住民の要求に応えられるシステムを充実させる必要があります。

施策の方針と主要事業

(1) 地域文化活動組織への支援とネットワークづくり

町文化協会をはじめとした様々な自主的な活動を行っている団体への支援と豊かな芸術文化活動をつくっていくため、公民館活動の充実を図り、公民館講座から自主学習グループへ、さらには文化協会へと芸術文化組織を育成し、住民の芸術文化活動の礎として、ボランティア活動団体や専門家も含めたネットワークづくりを推進していきます。

(2) 充実した内容の芸術・文化事業の実施

住民の文化の振興を図るため、芸術文化活動の発表や鑑賞の機会を確保し、文化交流プラザで音楽や舞踊、演劇、映画鑑賞会などの優れた芸術・文化事業を展開していきます。

また、文化交流プラザにおける芸術・文化活動をより快適に体験してもらうため、鑑賞友の会の育成を図ります。



文化祭の様子

(3) 施設利用料金の減免措置の拡充

各種施設の利用料金の減免措置を拡充し、施設の利便性の一層の向上を図ります。

7. スポーツの普及

現状と課題

自由時間の増大や高齢社会の進行に伴い、生涯を通じて健康でいきいきと暮らしたいという健康志向が高まる中で、スポーツやレクリエーションに対するニーズの多様化が進んでいます。高齢化が進行していく中、健康に対する関心度が高い中高年を中心に、体力づくりとともに仲間づくりのために生涯を通して楽しめる軽スポーツ（ニュースポーツ）に取り組む人々が以前にも増して多くなっています。町では、こうしたニーズに対応して、体育協会及びスポーツクラブが中心となって、各種大会の競技運営などによるスポーツ振興を進めています。

今後は、誰もが体力や適性に応じて、気軽にスポーツに参加して楽しむ機会をつくりだすために、各種スポーツイベントに対応する情報提供を推進するとともに、活動の場となる総合運動公園をはじめとする施設整備の充実と有効活用を図っていくことが必要となっています。

さらに、町民が主体的に活動するだけでなく、競技スポーツの振興を図る上で、体育組織の充実と指導者の確保や指導力の向上を図る必要があります。

施策の方針と主要事業

(1) 生涯スポーツ、町民皆体育の振興

町民が体力の向上や健康づくりを図るため、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加し、楽しめるニュースポーツ、レクリエーションの普及促進、組織の育成などを推進します。また、スポーツフェスティバルをはじめとした各種のイベントを実施します。

また、広報紙やホームページ、チャンネルみき等を活用し、各種スポーツイベントに対する情報提供を行い、参加機会の増大を図ります。



「スポーツフェスティバル」(バレーボール教室)

(2) スポーツ施設の有効活用

町民のスポーツ活動の拠点となっている三木町総合運動公園の有効活用を図ります。

また、学校体育施設の開放を促進し、身近なスポーツ施設としての利用をさらに進めます。

| 総合運動公園利用者数 | | (単位：人) | | |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 年 度 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 利用者数 | 110,679 | 109,571 | 113,547 | 119,274 |



B&G プール(総合運動公園)

(3) スポーツ指導者の育成と総合型地域スポーツクラブの発展育成

スポーツリーダー育成講座への積極的な参加を促し、地域に密着したスポーツ・レクリエーション活動や競技スポーツの指導者を育成・確保するとともに、指導力の向上に努めます。

また、さぬき三木スポーツクラブの活動に対して、積極的に援助・協力をを行うことにより、総合型地域スポーツクラブとしての発展及び確立を図ります。

※ さぬき三木スポーツクラブ(H21) 会員数(546人) クラブ数(24クラブ)

(4) 施設利用料金の減免措置の拡充

各種施設の利用料金の減免措置を拡充させ、住民が気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図り、健康な体と健全な心が育める体育施設の運営をめざします。

8. 国内・国際交流の促進

現状と課題

平成13年に香川医科大学(現香川大学医学部)の紹介がきっかけとなり交流を開始した、本町のカナダ・アルバータ州・ディズベリー町との友好交流は、両町間における中高生派遣事業を中心として、次第に定着してきました。そして、平成21年4月には、より一層の友好交流を図るため、姉妹都市提携の締結が実現しました。現在、これまでの人的交流に加えて、経済的な視点に立った物的交流の可能性について、協議を重ねています。

また、平成11年10月に姉妹都市提携を締結した北海道七飯町とは、両町の小学生がお互いの町を訪問しあう、相互交流事業を中心に、教育・文化面を主体とした交流を継続しており、小学生たちはホームステイなどの様々な体験を通じ、相互の友情と絆を深めています。

しかし、いずれの姉妹都市交流についても町民の認知度が低いとため、相互の文化交流や親善に結びついていないのが現状です。

今後は、両町間で姉妹都市交流の在り方について再検討し、双方の町民にとって真にメリットのある交流事業を展開していく必要があります。

そのほか、グローバル社会の進展による多文化共生社会の実現へ向けた施策としては、庁舎窓口看板の英語及び中国語表記化など、外国人との相互理解に努めています。しかしながら、外国人が三木町で安心して生活できる環境づくりはまだ不十分であり、今後、香川県国際課等の関係機関と連携を取りながら、新たな対策への取組みが求められています。



町内小学5・6年生による七飯町訪問

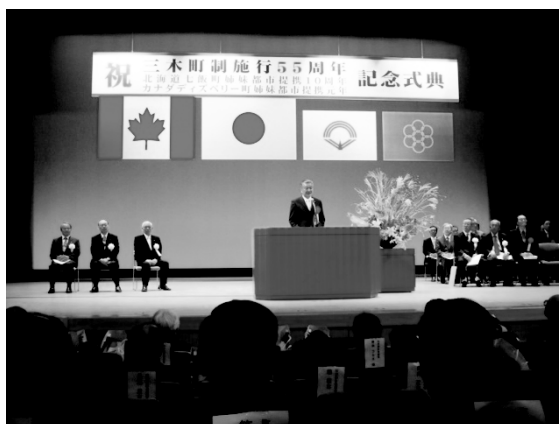
施策の方針と主要事業

(1) 姉妹都市交流の促進

姉妹都市2町のことを町民によく知ってもらうために、広報紙やホームページなどで関連記事や情報を積極的に掲載するなど、情報提供に努めます。

また、町内中学生のディズベリー町派遣や町内小学生の七飯町派遣を中心とする、人の交流をこれまで同様促進するとともに、両町の特産物の販売や伝統工芸品の紹介などを通じた経済交流の可能性について、町内事業所の参画機会の提供等も行いながら、検討していきます。

そのほか、町民の国際感覚の向上や異文化理解に資する事業を検討し、姉妹都市の名に恥じない交流を展開します。



姉妹都市関係者を招待して開催された
三木町制施行55周年記念式典

(2) 国際化に向けた体制づくり

多文化共生社会の今日、生活に関する外国人向けガイドブックの配布を検討するなど、外国人が地域社会の一員として本町に定住できる環境づくりを整えます。

また、語学指導をはじめとする国際理解教育を推進することで、広い視野や立場で国際社会に貢献できる人材の育成に努めるとともに、日本語に関する講座の開催を推進するなど、外国人が日本語に触れる機会の提供にも努めます。

第6章

ともに考え行動し自らが参加するまちづくり

1. 人権尊重のまちづくり
2. 男女共同参画の促進
3. 情報公開の推進
4. 行財政の健全化

1. 人権尊重のまちづくり

現状と課題

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、また、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠くことのできない権利であり、日本国憲法でも、国民の基本的な人権が保障されています。

本町では、「差別をなくし人権を擁護する条例」を制定し、同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくするため、関係機関・団体等と連携を図りながら、町民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対して正しい認識と理解を深め、問題解決できるような教育・啓発を推進しています。

しかし、残念なことに、近年は児童虐待の問題が頻繁に報道され、配偶者への暴力などとともに、結婚や就職などに関係しての不当な差別など人権侵害が後を絶ちません。また、国際化、情報化の進展に伴う、社会経済状況の変化を背景として、インターネット上で特定個人を誹謗中傷することや、土地差別などの新たな人権問題も生じており、人権問題は多様化・複雑化しています。

これらの問題の解決のためには、住民の理解と協力が必要であり、住民意識を十分に把握し、今までの講演会、研修会、広報などの啓発活動を見直し、住民一人ひとりが、あらゆる差別に対して敏感となり、差別をしない、させない、許さない行動を実践してもらえるような施策の推進、さらに人権啓発の交流活動及び地域福祉の向上のための拠点施設の整備充実をめざした施策を推進することにより、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる、活力と魅力に満ちた「三木町」を実現していかなければなりません。

施策の方針と主要事業

(1) 人権・同和問題啓発活動の推進

同和問題などのあらゆる差別を解消し、すべての人権問題を解決するという視点に立って、啓発・教育の推進に努め差別・偏見のない人権尊重社会の実現をめざします。

また、人権啓発に関する様々な活動を進めるため、指導者（リーダー）の育成や多様な媒体による情報提供を行うなど、その条件整備を図ります。

そのほか、人権侵害を受けた人が、その解決に向けた方策を探ることができるような相談業務の在り方や庁内相談体制の連携・充実に努めます。

(2) 人権教育への推進

人権尊重の視点をあらゆる分野の施策に活かし、施策と啓発の一体的推進を図るため、全庁的な推進体制や研修体制を充実するとともに、人権教育及び人権問題に関する調査研究を進めます。

学校、幼稚園、保育所（園）においては、人権・同和教育・保育にかかる基本方針を踏まえ、子どもの「生きる力」の育成に向け、人権尊重の精神に根ざした教育・保育を進めます。また、PTAをはじめ地域及び教育関係機関・団体とも連携しながら、啓発活動を進めます。

また、企業内研修の充実を図るための助言や関連情報の積極的な提供に努めるなど、企業における啓発活動を促進します。

(3) 活動拠点施設事業の充実

地区住民のニーズはもとより、社会変化を的確にとらえ、教育や福祉をはじめ様々な一般対策を有効かつ積極的に活用するとともに、各種相談業務や啓発事業の展開を通し、地区住民のくらしの安定と自立意識の高揚を図ります。

また、同和地区とその周辺も含めたまちづくりに向け、隣保館を中心に取り組んできた事業の充実に加え、一人でも多くの地域住民が参加できる様々な啓発・交流事業を通して、地区内外の住民の交流を促進します。

また、これまでの環境改善などの取組みに象徴されるような地区住民の参加型のスタイルやノウハウを、周辺も含めた地域コミュニティの形成へ向けた自主的なまちづくり活動に活かせるよう、情報や技術の提供など、必要な条件整備を図ります。

2. 男女共同参画の促進

現状と課題

少子高齢化の進行やグローバル化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化に加え、世界的な金融危機による急激な景気後退など、家庭や地域、また社会情勢が大きく変化しています。その中であって、一人ひとりの人権が尊重され、男女がその性別にかかわらず、個性と能力を發揮し、ともに責任と喜びを分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が求められています。

本町では、「三木町男女共同参画プラン」に基づき、住民の皆様とともに男女共同参画の推進に取り組んできました。しかし、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要となっています。

今日の社会に求められる新たな課題への対応を図り、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会の形成に努めることが重要です。

施策の方針と主要事業

(1) 男女共同参画の意識啓発

男女共同参画社会を形成するため、平成 23 年 3 月に新たに策定された「三木町男女共同参画プラン」に基づき、社会における制度や慣行の見直しを行うとともに、様々な機会を通して意識啓発を図ります。

(2) あらゆる場での男女共同参画の推進

政策等の立案や決定への共同参画をはじめ家庭や職場、コミュニティなど、あらゆる場における共同参画の推進を行うなど、男女が経済、社会、文化、その他全ての分野で持てる能力を十分に發揮することのできる社会の形成に努めます。

3. 情報公開の推進

現状と課題

地域主権改革の中にあつて、自主・自立のまちづくりを推進していくためには、住民に行政情報を積極的に提供・共有することで、住民に対する説明責任を果たす必要があります。

現在、本町における情報伝達手段としては、広報紙や議会だよりなどの紙媒体のほか、ホームページや防災ラジオ、防災行政メールなどの電子媒体などがあり、町政運営に関する様々な情報を提供することで、行政の透明性の向上や住民参画の促進に努めています。

一方、社会情勢の変化に伴い、町が保有する情報の管理運用は、自治体運営の重要な基本原則の一つに位置付けられたことから、本町でも情報公開条例を施行し、適正な事務処理を実施しています。情報公開請求件数も近年著しく増加しており、説明責任を念頭に置いた行政情報の公開が必要となっています。

今後も、情報公開を推進することで、住民の町政に対する理解と信頼を深めるとともに、住民参画のまちづくりを推進し、地方自治の本旨に即した町政の発展が求められます。

情報公開請求件数

| 年 度 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件 数 | 13 | 51 | 16 | 19 | 14 | 40 | 80 |

施策の方針と主要事業

(1) 情報伝達媒体の充実化

広報紙や議会だより、ホームページなどの内容の充実とともに、読みやすく分かりやすい文章の掲載を心がけ、住民に行政情報を十分理解していただけるよう努めます。

また、防災ラジオや防災行政メールでは、自然災害や火災の情報を迅速に配信するとともに、住民のニーズに応じた配信内容の拡充を検討します。

そのほか、情報化社会へと移行している今日、町の情報に限らず、住民があらゆる情報を迅速に得ることができるよう、地上デジタル放送への移行やブロードバンドの整備について促進を図り、情報格差の防止・解消に努めます。

(2) 情報公開請求の適正執行

情報公開請求に対し、プライバシー保護に十分配慮した上で、情報公開条例及び個人情報保護条例等に基づく手続きを適正に執行することで、住民の町政に対する理解と信頼を深めます。

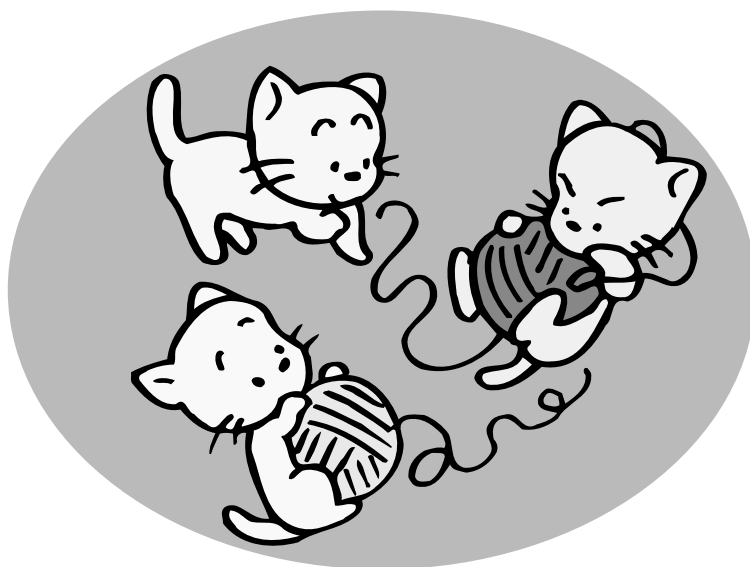
4. 行財政の健全化

現状と課題

地方は、強固な基礎自治体となり得るよう努力をしています。しかしながら、地方を取り巻く環境は、経済の低迷、雇用の悪化、財政赤字の増大など深刻な問題が山積している中で、少子高齢社会の進行、人口減少時代への移行、農林水産業の衰退をはじめ、地域経済の疲弊といった厳しい状況下にあります。加えて、国が進めている新たな経済政策の制度設計は、税制改革を含め不透明な部分が多く、地方財政に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

税行政においては、国の年金等の社会保障制度への不安や、地方自治体における不祥事等により、行政に対する不信が増大しているため、税に対する住民の目は、厳しいものがあり、より適正で公正な課税や徴収が強く求められ、さらに説明責任を果たすことが重要となっています。特に、徴税業務においては、世界的な景気の急激な悪化により企業収益の低迷が続く中、負担の公平の観点とともに、町財政の財源確保のために、徴収率の向上が求められています。

こうした中、本町においても、町民目線に立ち、より適切かつ確実に町民ニーズを踏まえた自律した財政運営を行うことはもとより、非常に厳しい財政環境と社会経済情勢の変化を認識した上で、徹底した事務事業の見直しと歳出の抑制、財源の確保などに努めながら、中長期的な視野に立脚し、本町が当面している様々な行政需要に的確に対処していくことが求められています。



施策の方針と主要事業

(1) 行政改革の推進

「最小の経費で最大の効果をあげる」という基本原則に即した行政改革を推進し、計画的かつ効率的な行政運営をめざします。そのために、改革に関する取組事項を明記した大綱を策定するとともに、各種取組項目の進捗管理と効果測定を随時行い、社会経済情勢にも即応した取組みを継続します。

また、行政評価システムをより一層有意義なものに発展させ、各種事務事業の簡素・効率化に努めるほか、予算計上の適正化にも努めます。

そのほか、職員の政策立案能力や問題解決能力などを向上させる各種研修への参加を促し、勤務能力の発揮及び増進に努めます。また、職員が自らの意見を積極的に発言できる機会を充実させることで、風通しの良い職場環境を構築します。

(2) 財政基盤の確立

町民目線の観点に立った予算の重点化・効率化をより一層進めるとともに、更なる経常一般財源の確保に努めます。また、将来にわたる財政負担の見込み等を適正に把握し、プライマリーバランスなどを考慮した財政運営により、地方債残高の抑制に努めるとともに、歳入に見合った歳出構造の確立と将来の新たな行政課題にも的確に対応できる柔軟かつ強固な財政構造の転換に努めます。

(3) 税の適正な賦課徴収

税務行政においては、住民等の理解を得られるよう説明責任を果たし、信頼性を高め、適正かつ公正な町税の課税と徴収を徹底します。特に徴収業務においては、滞納原因、納付資力、納付意思等を総合的に精査した上で、未納者の状況に即した納付指導、滞納整理を行うと同時に、再三の催告にも応じない悪質滞納者に対しては、厳正な滞納処分を行い、納税者との公平性を保ちます。

また、近年の税制改正に対応し、円滑な課税徴収事務を遂行するため、新たな税業務システムの更新を行います。

(4) 町民参画システムの構築

多種多様な住民意見を反映し、住民の視点を生かした政策を行うために、情報公開や住民の意見聴取を積極的に行います。また、町民が主体となって町政について討議し、それを行政に反映させる機会として「百眼百考会議」を設置するなど、官民協働のまちづくりをめざします。

(5) 広域的な行政経営

瀬戸・高松広域定住自立圏を構成する周辺市町との連携を図ることで、都市機能と生活機能を兼ね備えた行政運営を推進し、充実した行政サービスを提供します。